

平成22年1月25日

報道関係各位

東京都港区高輪三丁目19番15号
日本貸金業協会
会長 小杉 俊二
問い合わせ先 企画調査部 調査課
電話番号 03-5739-3013
FAX番号 03-5739-3027

「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」報告

～ 貸金業法改正の成立時と比べて借入利用者の5割は、収入が減少しており、
貸金業者からの借入がある企業経営者・個人事業主の8割は、
経営環境が厳しくなっている ～

日本貸金業協会では、資金需要者の動向及び貸金業法改正の影響等を把握するため、対象者を消費者（一般消費者・借入利用者・特定利用者・借入完済者）、事業者（企業経営者・個人事業主）に分け、「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」を実施いたしました。

本アンケート結果から得られた調査・分析結果を公表いたします。

【主な調査結果】

I. 消費者調査より

1. 借入利用者の5割が、2006年当時（貸金業法改正(*1)が成立）と比べて「手取り収入が減った」と回答 [資料編 P2-3]

- 借入利用者における2006年当時と比較した生活環境の変化について調査したところ、回答者の19%が「手取り収入が増えた」とした一方、「手取り収入が減った」とした回答者は51%となった。
- 雇用形態別(*2)に生活環境の変化を見ると、いずれの雇用形態についても「手取り収入が減った」との回答が半数を占め、非正規雇用者の回答では、正規雇用者の回答と比べて「勤め先を自己都合で辞めた(22%)」、「勤め先を会社都合で辞めさせられた(11%)」、「勤め先が倒産した(4%)」等が高くなった。

(*1) 2006年12月13日、「上限金利の引き下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され段階的に施行されている。2010年6月までに「みなし弁済」廃止、出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ(5,000万円)等の改正貸金業法第4条施行（完全施行）が行われる予定。

(*2) アンケート対象者の雇用形態を「正規雇用者」、「非正規雇用者(派遣社員、契約社員、嘱託社員、パート・アルバイト等)」に分けて調査した結果を指す。

2. 初めての借入先として消費者金融会社を選んだ約4割が、「無担保」や「無保証」、「手続きが簡単」等の理由を挙げている[資料編 P4-6]

- 借入利用者に対して、初めて借入を行った借入先について調査したところ、「クレジットカード会社・信販会社」が56%と最も高く、次いで「銀行等金融機関」が24%、「消費者金融会社」16%となっており、所得階層別に見た場合では、年収が低いほど最初の借入先として「消費者金融会社」を選ぶ比率が高い傾向となった。
- 借入利用者が最初の借入先として「消費者金融会社」を選んだ理由(*3)としては、「無担保で借入ができたから」が44%と最も高く、次いで「保証人を立てる必要がなかったから」が40%、「手続きが簡単だから」38%となった。
- 直近1年間での消費者金融会社からの借入金の使途について調査したところ、「生活費の補てん」が42%と最も高く、次いで「その他の借入金返済への充当(22%)」、「物品購入(15%)」、「お小遣いの補てん(14%)」等が続いた一方で、「自身以外の第三者に頼まれて(5%)」と言った回答も見られた。
- 「自身以外の第三者に頼まれて」とした回答者に対し、依頼された相手について調査したところ、「親族(75%)」、「友人・知人(58%)」、「勤め先の経営者・上司(25%)」となった。

(*3)「消費者金融会社」を選んだ理由に関する設問は、複数回答の設問である。

3. 「希望どおりの借入ができなかった(「最終的に借入を断られた」を含む)」と回答した割合は48%、昨年度の調査(*4)と比べて9ポイント上昇[資料編 P7-8]

- 直近1年間で消費者金融会社に借入を申し込んだ借入利用者のうち、「希望どおりの借入ができなかった(29%)」、「最終的に借入を断られた(19%)」と回答した割合は、合わせて48%となり、昨年度の調査(*4)と比べて9ポイント上昇した。
- 前述の希望どおりの借入ができなかったとした借入利用者(48%)に対し、その後の行動について調査したところ、「支出をあきらめた」が45%(昨年度の調査結果(*4)と比べて10ポイント減少)と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた」が34%(同6ポイント減少)、「パートやアルバイトをするなど収入を増やす努力をした」が17%(同2ポイント上昇)となった一方で、「自己破産など債務整理の手続きを申請した(8%)」や「他者・相談窓口相談した(5%)」といった回答も見られた。

(*4) 2009年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告

4. 借入利用者の10%がヤミ金融と接触したことがあり、5%は利用した経験があると回答[資料編 P9-11]

- 借入利用者に対し、ヤミ金融の認知について調査したところ、知っているとは回答した割合は、「よく知っている(11%)」、「ある程度は知っている(39%)」を合わせて50%となっており、ヤミ金融からの借入を考えたことがあるかどうかについては、11%が「考えたことがある」と回答した。
- 借入利用者に対し、ヤミ金融との接触および利用有無について調査したところ、ヤミ金融と接触したことがあると回答した割合は10%となっており、利用したことがあると回答した割合は5%となった。(うち1.4%は、現在もヤミ金融を利用していると回答した)(*5)

- ヤミ金融を利用した理由については、「緊急にお金が必要になったから」が 46%と最も高く、次いで「正規の貸金業者がどこも貸付を行ってくれなかったから」が 39%となった。
- ヤミ金融を知るきっかけとなった認知媒体では、「友人・知人の紹介（27%）」、「インターネット広告（18%）」が上位を占めた。

(*5) ヤミ金融の利用経験を借入経験者（貸金業者以外からの借入も含む）全体で見ると、昨年度の調査(*4)では、借入経験者（貸金業者以外からの借入も含む 3,177 名）のうち、ヤミ金融を利用したことがあると回答した割合は 3.3%（104 名）となっており、今回の調査では、借入経験者（貸金業者以外からの借入も含む 15,813 名）のうち、ヤミ金融を利用したことがあると回答した割合は、3.8%（604 名）となった。

5. 借入利用者の 4%は、クレジットカードのショッピング枠現金化業者等(*6)から資金を調達している [資料編 P12-13]

- 借入利用者に対し、クレジットカードのショッピング枠の現金化業者等の認知について調査したところ、知っていると回答した割合は、「よく知っている（6%）」、「ある程度は知っている（22%）」を合わせて 28%となっており、クレジットカードのショッピング枠現金化業者等の利用を考えたことがあるかどうかについては、10%が「考えたことがある」と回答した。
- クレジットカードのショッピング枠現金化業者等への接触及び利用の有無について調査したところ、「接触したことがある（電話やメール等を含む）」が 6%、「利用したことがある」が 4%となった。

(*6) クレジットカードを利用して換金性の高い商品を購入させ、それを買い取り現金化する業者等を指す。このような換金目的の取引行為は、クレジットカード会社の会員規約に抵触することから、クレジットカード会員を退会させられる場合がある。

6. 借入利用者の貸金業法改正の認知率は、60%と前回の認知調査(*7)と比べ 10 ポイント上昇 [資料編 P14-21]

- 貸金業法改正の認知度について調査したところ、借入利用者では 60%（前回の認知調査(*7)と比べて 10 ポイント上昇）、総量規制 (*8) に該当する回答者では 62%（同 11 ポイント上昇）となった。
- 借入利用者の所得階層別に認知率を見たところ、年収 300 万円以下では 55%、301～500 万円では 58%、501～700 万円では 63%、701 万円以上では 75%となっており、前回の認知調査(*7)に引き続き、年収が低くなるほど貸金業法改正に対する認知度が低い傾向となった。
- 総量規制の影響を強く受ける可能性のある専業主婦（主夫）(*9)の認知について調査したところ、「内容を含めてよく知っている（6%）」、「ある程度は知っている（36%）」となり、約 60%が法改正を「理解していない」、「知らない」と回答した。
- 借入利用者の貸金業法改正に対する自由意見を分析したところ、法改正に対して「良い」とした意見 27%、中立的な（その他）意見 16%、「問題がある」とした意見 43%、「よくわからない」14%となり、「問題がある」とした意見が最も高く、前回の認知調査(*7)と比べて 8 ポイント上昇した。

- 総量規制該当者・非該当者それぞれの「問題がある」とした割合を調査したところ、総量規制非該当者で 34%となった一方、総量規制該当者では 52%におよんだ。

(*7) 2009 年 10 月に公表した「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」報告

(*8) 貸金業者に借り手の返済能力を超える貸付を禁止する規制(一部の例外的な契約を除き、総借入残高が借り手の年収の 3 分の 1 を超える貸付を禁止したもの)

(*9) 総量規制により専業主婦(主夫)の借入れは配偶者と合わせた年収の 3 分の 1 までとなり、借入れに際しては配偶者の同意、夫婦関係証明書類の提出が必要となる。

7. セーフティネットの認知率(*10)は、借入利用者でも 15%に留まる[資料編 P22-24]

- セーフティネットの認知率について調査したところ、一般消費者のセーフティネット全体の認知率(*10)は 11%(昨年度の調査(*4)と比べて 1 ポイント上昇)となっており、借入利用者のセーフティネット全体の認知率でも 15%に留まった。
- 借入利用者の認知率を各制度別に見ると、「弁護士や司法書士、弁護士会などの相談窓口」が 19%と最も高く、次いで「国民センターなどの団体の相談窓口」が 14%、「国や都道府県、地方自治体が設置している相談窓口」13%となった。

(*10) 各セーフティネットの認知率と回答者数から求めた加重平均値。

8. 消費者金融会社の借入利用者の 5 割が年収の 3 分の 1 を超える借入がある(総量規制に該当する)と回答し、年収 300 万円以下では、7 割が総量規制に該当[P11、資料編 P25]

- 消費者金融会社の借入利用者における借入総額の年収に占める割合を調査したところ、年収の 3 分の 1 を超える借入がある(総量規制に該当する)と回答した割合は、50%となった。
- 所得階層別に借入総額の年収に占める割合を見てみると、年収 300 万円以下では 71%、301~500 万円では 43%、501~700 万円では 34%、701 万円以上では 29%となった。
- 新たな借入ができなくなった場合の行動について調査したところ、「生活費を切り詰める」が 69%と最も高く、次いで「アルバイト等により収入を増やす」が 31%、「毎月のやりくりの中で返済する」が 29%と続く一方で、「自己破産など債務整理の手続きを申請する(20%)」、「家族や親族、友人・知人から借りる(18%)」も一定の割合を占めた。

9. 約定どおりに返済を行った完済者の 3 割は、年収の 3 分の 1 を超えた借入の経験がある [資料編 P26-27]

- 過去に消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社から借入したことがあり、現在は借入残高がない借入完済者に対し、完済方法について調査したところ、「約定どおりに返済を行って完済した」が 85%となった。
- 「約定どおりに返済を行って完済した」とした回答者のうち、31%は「借入ピーク時の借入残高が当時年収の 3 分の 1 を超えていた」と回答した。
- 2005 年以前の完済者と貸金業法改正(*1)が成立した 2006 年以降の完済者の完済方法について比較を行ったところ、2006 年以降の完済者では、「約定通りに返済を行って完済した」が減少している一方で、「自己破産等法的な債務整理を行った」、「過払い金返還請求を行った」といった回答が増えた。

II. 事業者調査より

1. 貸金業者からの借入がある企業経営者・個人事業主の約8割が、2006年当時(貸金業法改正(*1)が成立)と比べて経営環境が「厳しくなった」と回答[資料編 P28-29]

- 企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、貸金業法改正が成立した2006年当時の自社の経営環境の変化等について調査したところ、「厳しくなった」が82%と最も高く、次いで「変化していない」が14%、「良くなった」が5%となった。
- 具体的にどのように厳しくなったかについては、「売上が減少した(36%)」、「仕事が減った(24%)」、「融資を受けにくくなった(11%)」といった内容が上位を占めた。
- 業種別に見てみると、「不動産業(100%)」、「卸売業・小売業(88%)」、「建設業(87%)」で「厳しくなった」と回答した割合が高かった。
- 事業規模別では、「厳しくなった」と回答した割合は、資本金2,000万円以上の事業者で71%であった一方で、資本金2,000万円未満の事業者では82%となった。

2. 貸金業者へ事業性資金の借入を申し込んだ企業経営者・個人事業主の約6割は、希望どおりの借入ができていない[資料編 P30]

- 直近1年間で貸金業者へ借入を申し込んだ企業経営者・個人事業主のうち、「最終的に希望どおりの金額で借入できた」と回答した割合は40%(昨年度の調査結果(*4)と比べて12ポイント減少)となった。一方、「希望どおりの金額ではなかったので借入をやめた(9%)」、「最終的に借入を断られた(27%)」と回答した割合は、合わせて36%(同10ポイント上昇)となった。
- 「借入をやめた/断られた」とした回答者に対し、その後の行動について調査したところ、「個人の消費を切り詰めて資金を捻出した」が53%(同ほぼ横ばい)と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた」が34%(同7ポイント減少)、「税金や公共料金の支払いを繰り延べた」31%(同4ポイント上昇)となった一方で、「事業規模を縮小し、リストラを行うことで資金を捻出した(15%)」や「従業員への給与支払いを繰り延べた(11%)」といった回答も見られた。

3. 貸金業者による事業者向けの融資姿勢は、更に厳しくなっている [資料編 P31-33]

- 企業経営者・個人事業主のうち、資本金2,000万円未満の事業者に対し、事業性資金の借入先について調査したところ、「銀行」が52%と最も高く、昨年度の調査(*4)と比較してほぼ横ばいとなった一方で、「貸金業者」は6%と同10ポイント減少となった。
- 資本金2,000万円以上の事業者による事業性資金の借入先では、「銀行」が90%と昨年度の調査(*4)と比較して22ポイント上昇した一方で、「貸金業者」は1%と同3ポイント減少となった。
- 企業経営者・個人事業主に対し、銀行の融資姿勢について調査したところ、「厳しくなった」と回答した割合は、「大変厳しくなった(21%)」、「厳しくなった(24%)」を合わせて45%(昨年度の調査結果(*4)と比較してほぼ横ばい)となった。
- 一方、貸金業者の融資姿勢については、「厳しくなった」と回答した割合は、「大変厳しくなった(22%)」、「厳しくなった(24%)」を合わせて46%と昨年度の調査結果(*4)と比

較して14ポイント上昇した。

4. 企業経営者・個人事業主は、運転資金目的に無担保・無保証で貸金業者から借入を行う

[資料編 P34]

- 企業経営者・個人事業主に対し、借入に際しての担保有無について調査したところ、銀行からの借入においては「担保ありもしくは保証人あり」が63%となった一方で、貸金業者では「担保なし・保証なし」が73%となった。
- 貸金業者からの借入目的を調査したところ、「運転資金」が70%、「設備資金」が31%、「その他の資金」が25%となった。

5. 貸金業者からの借入がある企業経営者・個人事業主の約4割は、個人での借入金を事業性資金に転用した経験がある[資料編 P35-37]

- 企業経営者・個人事業主に対し、個人での借入金を事業性資金に転用した経験の有無について調査したところ、35%が「借入金を事業性資金に転用したことがある」と回答し、昨年度の調査結果(*4)と比較してほぼ横ばいとなった。
- 個人での借入金を事業性資金へ転用した目的としては、「仕入先への支払」が47%と最も高く、次いで「銀行への返済」が36%、「社員の給与支払い」が30%となった。
- 第三者に対して「他から借入を行って、その借入金を自分に貸して欲しい（事業性資金として使用するため）」と依頼した経験の有無について調査したところ、22%が「依頼したことがある」と回答し、依頼先の内訳は「家族」が51%と最も高く、次いで「友人・知人」が32%、「会社の共同経営者」25%となった。
- 企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、総量規制に該当し、個人としての借入ができなくなった場合の事業の資金繰りへの影響度合いについて調査したところ、「影響がある（事業の資金繰りに支障がでる）」と回答した割合は、51%となった。

6. 貸金業者からの借入がある企業経営者・個人事業主の8割は今後も貸金業者を利用したいと回答 [資料編 P38-39]

- 企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、貸金業者の今後の利用意向について調査したところ、「利用したい」と回答した割合は、「今後は利用したい（23%）」、「必要に応じて利用を検討してみたい（53%）」を合わせて76%となった。
- その理由としては、「無担保で借入ができるから」が51%と最も高く、次いで「保証人を立てる必要がないから」が43%、「手続きが簡単だから」が43%、「銀行・信用金庫・信用組合等から借入ができないから」が36%となった。
- 地域別に利用意向を見てみると、「今後も利用したい（「必要に応じて、利用を検討してみたい」含む）」と回答した割合は、「東京」72%、「中部」72%、「近畿」72%、「九州・沖縄」75%となった一方で、「北海道」では94%となった。

7. 貸金業者に借入のある企業経営者・個人事業主の19%が「ヤミ金融」へ接触したことがあり、8%は利用経験がある[資料編 P40-42]

- 企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、ヤミ金融の認知について調査したところ、ヤミ金融について「知っている」と回答した割合は、「よく知っている（13%）」、「ある程度は知っている（39%）」を合わせて52%となっており、「ヤミ金融の利用を考えたことがあるかどうか」については、「考えたことがある」が18%となった。
- ヤミ金融との接触経験及び利用経験の有無について調査したところ、「接触したことがある（電話やメール等を含む）」が19%、「利用したことがある」が8%となった。
- ヤミ金融を利用した理由については、「緊急にお金が必要になったから」が51%と最も高く、次いで「正規の貸金業者がどこも貸付を行ってくれなかったから」が43%となった。
- ヤミ金融を知るきっかけとなった認知媒体では、「友人・知人の紹介（30%）」、「インターネット広告（23%）」、「勧誘の電話・FAX（15%）」が上位を占めた。

8. 企業経営者・個人事業主で、法改正に対して「良い」とする意見26%、中立的な(その他)意見16%、一方では「問題がある」とする意見が46%[資料編 P43-45]

- 企業経営者・個人事業主の借入利用者の貸金業法改正に対する自由意見を分析したところ、法改正に対して「良い」とする意見26%、「中立的な(その他)意見」16%、法改正に対して「問題がある」とする意見46%、「よくわからない」13%となった。
- 法改正に対して「問題がある」とする意見について内容を分析したところ、「非常に厳しい内容だと思う」、「自営業者として借りにくくなり今後が不安」、「もっと周知して欲しい」、「この改正はますます真綿で首をしめられるように資金繰りが厳しくなりそう」、「借り入れの制限が厳しくなり、ヤミ金融等に流れる人が増えるのではないかと思う」といった意見が見られた。

以上

調 査 概 要

I. 消費者調査

(1) 調査方法

調査対象	調査会社に登録している 20 歳以上のインターネットモニター
回答者数	<ul style="list-style-type: none"> ・プレ調査：213,375 名 ・一般消費者：1,000 名 <ul style="list-style-type: none"> ※ 全国を 7 地域に分けて、性別、年代を人口構成に順ずる比率で抽出 ・借入利用者：2,000 名 <ul style="list-style-type: none"> ※ 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高があり、総量規制に該当する 1,000 名と、総量規制に該当しない 1,000 名を抽出 ・特定利用者：専業主婦（主夫）：500 名 <ul style="list-style-type: none"> ※ 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある専業主婦(主夫)を抽出 ・借入完済者：590 名 <ul style="list-style-type: none"> ※ 消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入経験があり、直近 5 年以内（2004 年から 2009 年の間）に完済している 590 名を抽出
調査方法	インターネット調査法
調査期間	2009 年 12 月 15 日～12 月 22 日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社 NTT データ経営研究所

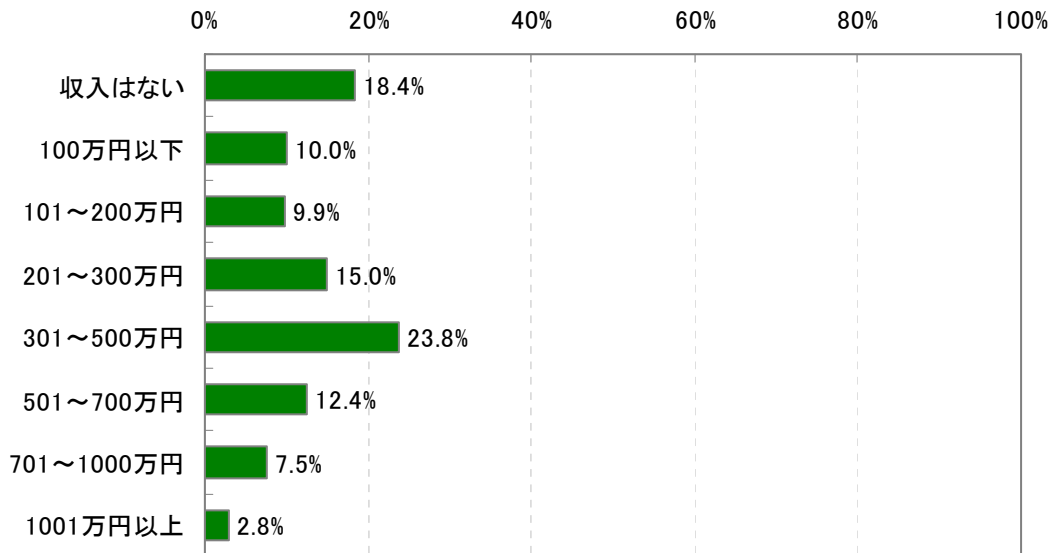
(2) 調査目的

プレ調査	借入利用者、専業主婦（主夫）、借入完済者を抽出するために実施する調査
一般消費者	一般的な消費者に対して、貸金業法改正がどのような影響を及ぼすか等を把握するために実施する調査
借入利用者	現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある借入利用者に対して、貸金業法改正がどのような影響を及ぼすか等を把握するために実施する調査
特定利用者	今回の貸金業法改正にて、相応の影響を受けることが想定される専業主婦（主夫）に対して、借入状況やヤミ金融への接触状況等を把握するために実施する調査
借入完済者	現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関からの借入を完済している借入完済者に対して、借入当時の残高や、完済方法等を把握するために実施する調査

標 本 構 成

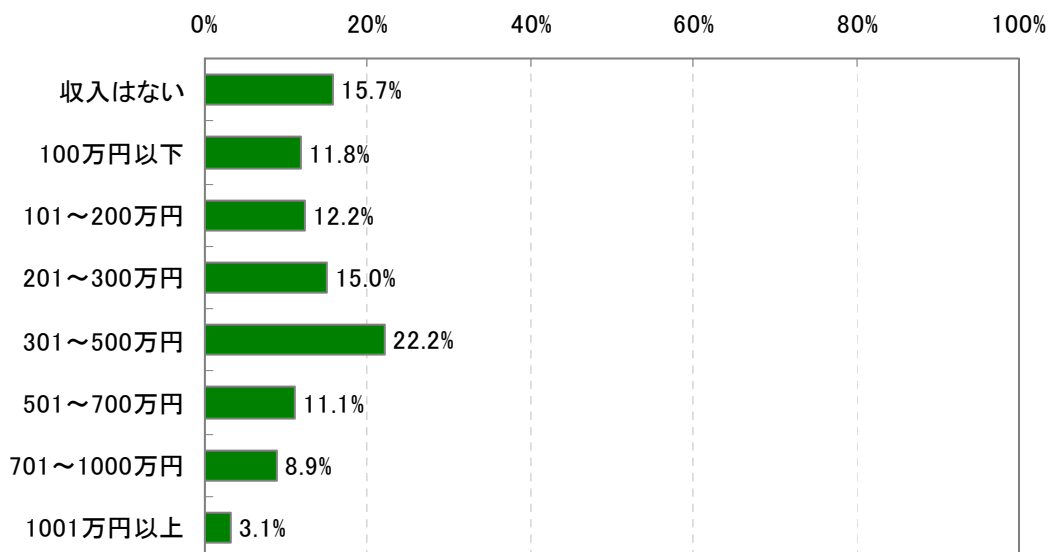
1. 個人年収

<借入経験者 n=3,090(※)>



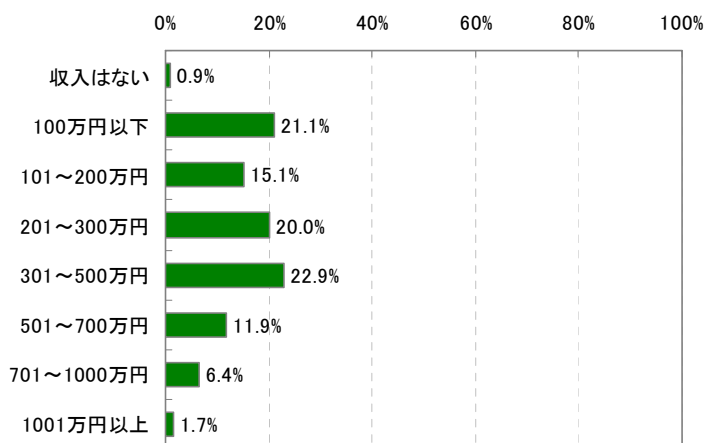
(※)借入利用者、特定利用者(専業主婦(主夫))500名、借入完済者 590名を含む

<一般消費者 n=1,000>

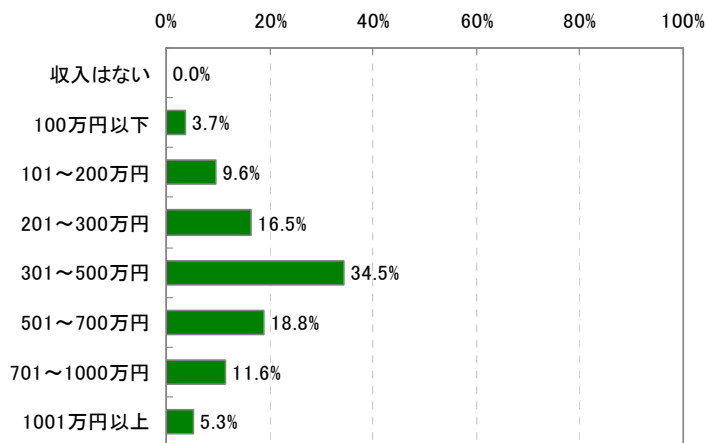


【借入経験者の内訳】

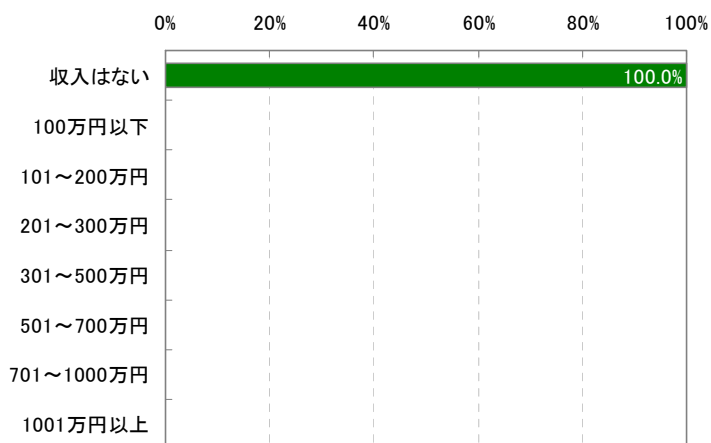
<借入利用者(総量規制_「該当者」) n=1,000>



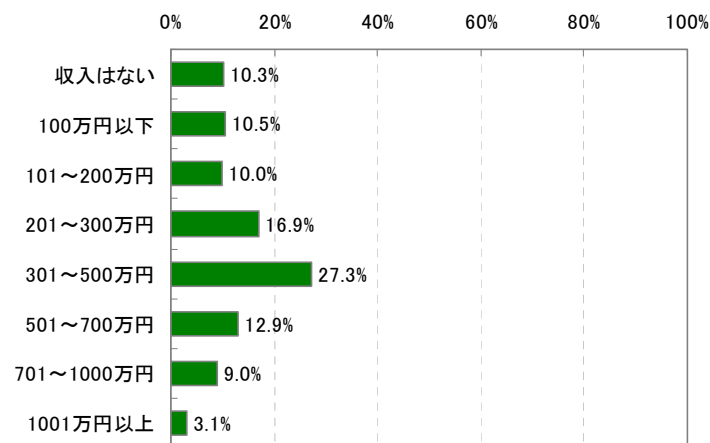
<借入利用者(総量規制_「非該当者」) n=1,000>



<専業主婦(主夫) n=500>



<借入完済者 n=590>

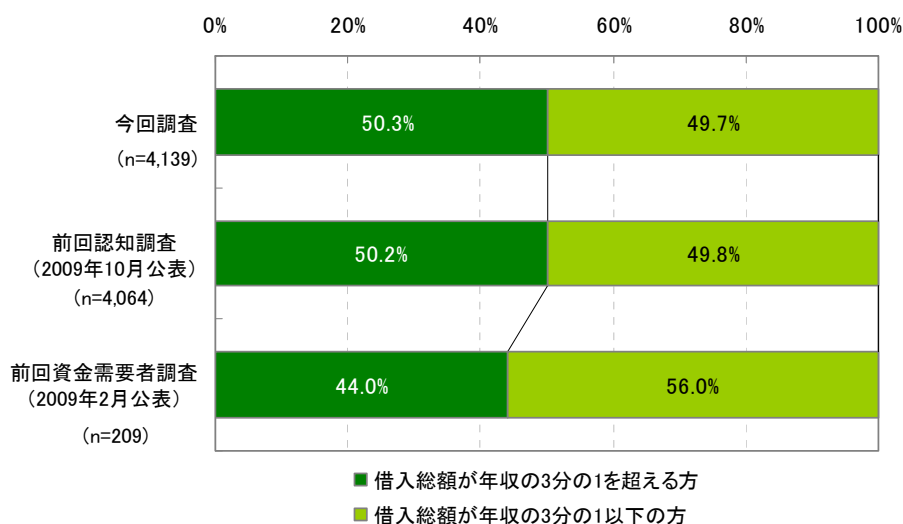


2. 総量規制該当者比率

(1) 消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率

プレ調査 213,375 名のうち、消費者金融会社の借入利用者における借入総額の年収に占める割合を調査したところ、50.3%が年収の 3 分の 1 を超える借入残高があり、前回の認知調査 (*7) の結果と比べてほぼ横ばいとなった。

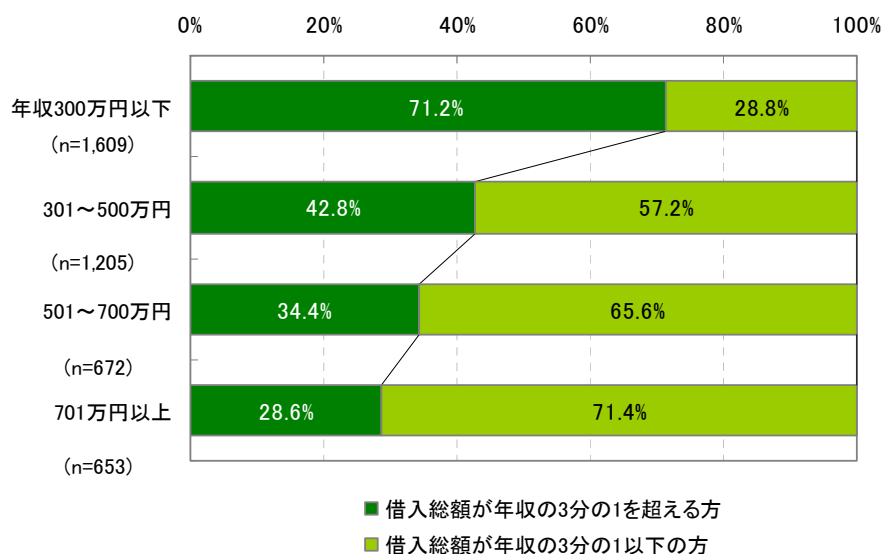
【消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率】



(2) 年収別総量規制該当比率

消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率を所得階層別に見てみると、借入総額が年収の 3 分の 1 を超える割合は、年収 300 万円以下では 71.2%、年収 301～500 万円では 42.8%、年収 501～700 万円では 34.4%、年収 701 万円以上では 28.6%と、年収が低い層ほど、総量規制に該当する割合が高い。

【消費者金融会社の借入利用者の所得階層別の総量規制該当比率】



調 査 概 要

Ⅱ. 事業者調査

(1) 調査方法

調査対象	調査会社に登録している 20 歳以上のインターネットモニター
回答者数	<ul style="list-style-type: none"> ・プレ調査：213,375 名 ・企業経営者：908 名 <ul style="list-style-type: none"> ※ 本人が経営する会社、または所属する会社に、貸金業者から事業性資金の借入をしたことがある方、及び個人としての借入を事業性資金に転用している方 ・個人事業主：767 名 <ul style="list-style-type: none"> ※ 現在貸金業者から事業性資金（運転資金・設備資金等）の借入残高がある方、及び個人としての借入を事業性資金に転用している方
調査方法	インターネット調査法
調査期間	2009 年 12 月 15 日～12 月 22 日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社 NTT データ経営研究所

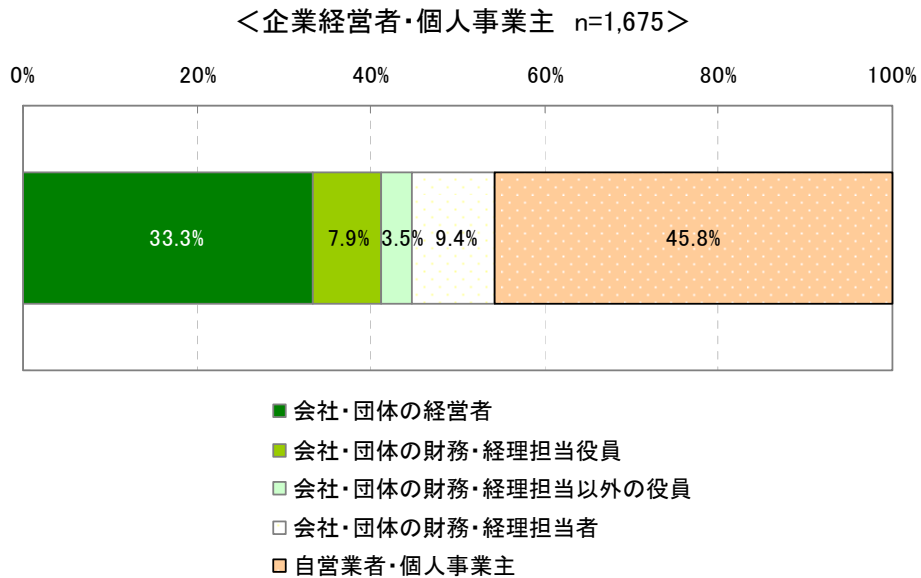
(2) 調査目的

プレ調査	事業性資金を貸金業者から借入したことがある企業経営者・個人事業主、及び個人としての借入を事業性資金に転用している企業経営者・個人事業主を抽出するための調査
企業経営者	企業経営者における、現在の借入状況、貸金業法改正の認知状況、個人としての借入の事業性資金転用状況、ヤミ金融の利用等について把握するための調査
個人事業主	個人事業主における、現在の借入状況、貸金業法改正の認知状況、個人としての借入の事業性資金転用状況、ヤミ金融の利用等について把握するための調査

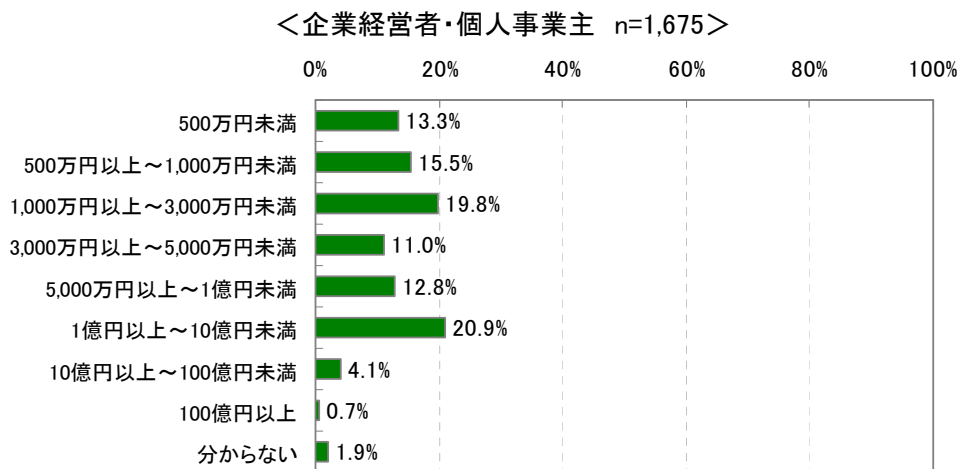
標 本 構 成

当該調査対象者の事業形態構成は、会社法人 44.2%、個人事業主 45.8%となっており、うち会社法人については、資本金 2,000 万円未満の企業が 8 割を占める。

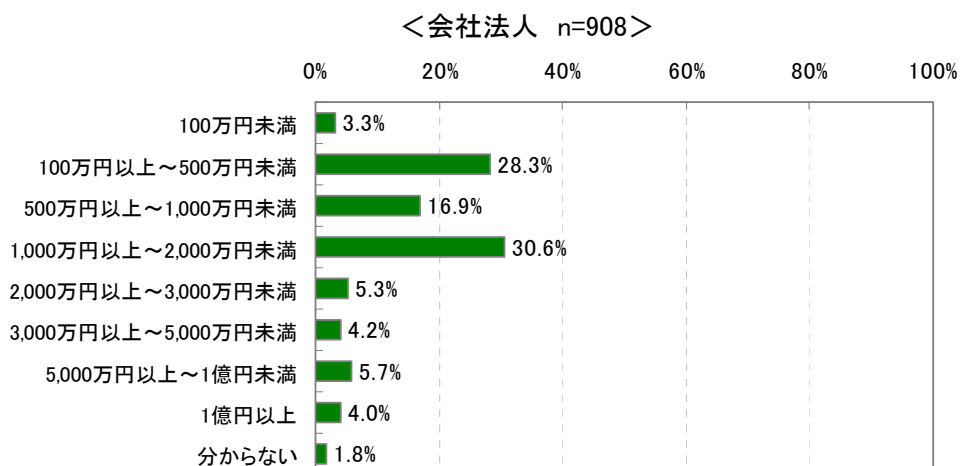
1. 職業



2. 年商



3. 資本金



「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」報告

＜資料編＞

平成22年1月25日

日 本 貸 金 業 協 会

調査結果

I 消費者調査

1. 2006年当時(貸金業法改正(*1)が成立)と比べた現在の生活環境についての調査結果

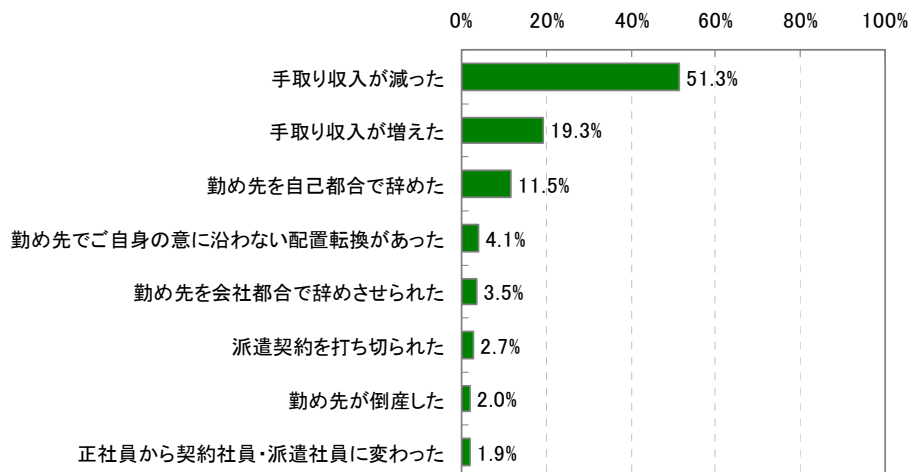
(1)借入利用者の生活環境の変化

借入利用者の 19.3%が「手取り収入が増えた」とした一方、「手取り収入が減った」とした回答者は 51.3%となった。

(*1) 2006年12月13日、「上限金利の引き下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され段階的に施行されている。2010年6月までに「みなし弁済」廃止、出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ(5,000万円)等の改正貸金業法第4条施行(完全施行)が行われる予定。

【図1 借入利用者の生活環境の変化(該当するもの全て)】

<借入利用者のうち、会社・団体の経営者、給与所得者と専業主婦(主夫) n=1,348>



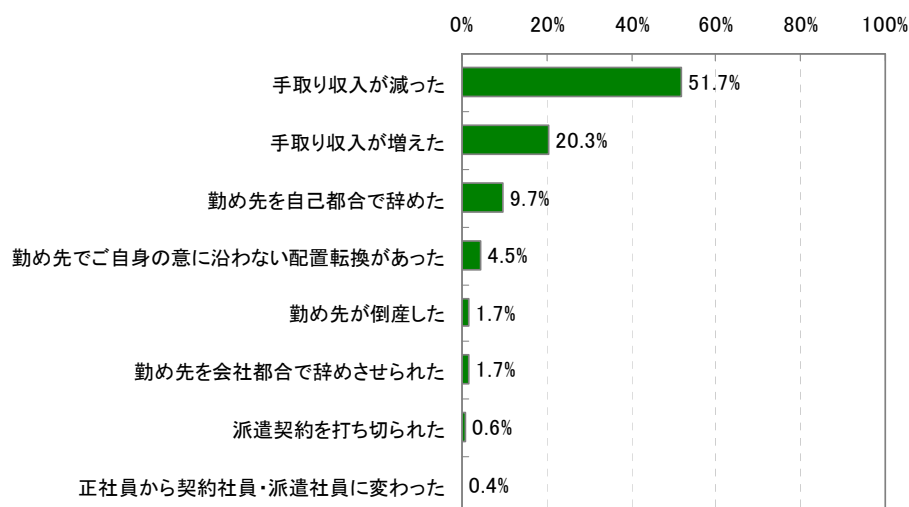
(2)雇用形態別の生活環境の変化

雇用形態別（*2）に生活環境の変化を見ると、いずれの雇用形態についても「手取り収入が減った」との回答が半数を占め、非正規雇用者の回答では、正規雇用者の回答と比べて「勤め先を自己都合で辞めた（21.7%）」、「勤め先を会社都合で辞めさせられた（11.1%）」、「勤め先が倒産した（3.6%）」等が高くなった。

（*2） アンケート対象者の雇用形態を「正規雇用者」、「非正規雇用者（派遣社員、契約社員、嘱託社員、パート・アルバイト）」に分けて調査した結果を指す。

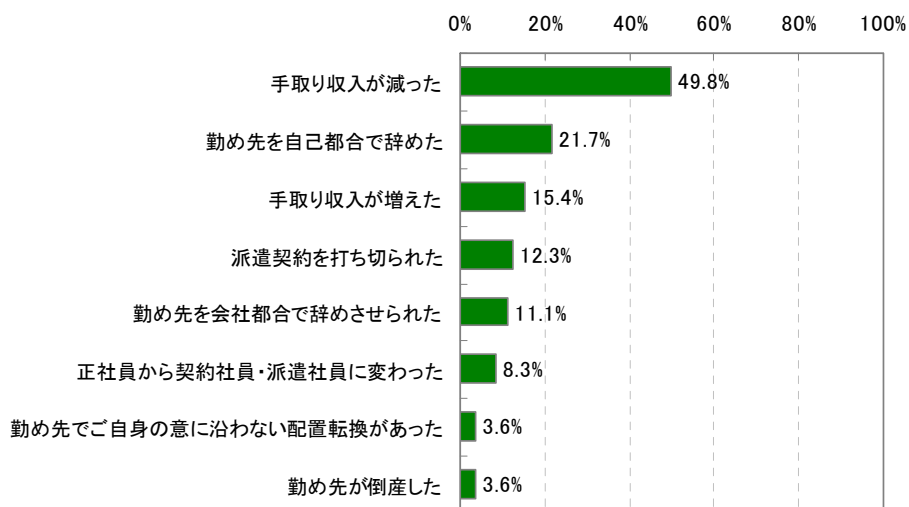
【図2 借入利用者（正規雇用者）の生活環境の変化（該当するもの全て）】

<借入利用者のうち、雇用形態が正規雇用者 n=986>



【図3 借入利用者（非正規雇用者）の生活環境の変化（該当するもの全て）】

<借入利用者のうち、雇用形態が非正規雇用者（派遣社員、契約社員、嘱託社員、パート・アルバイト） n=253>



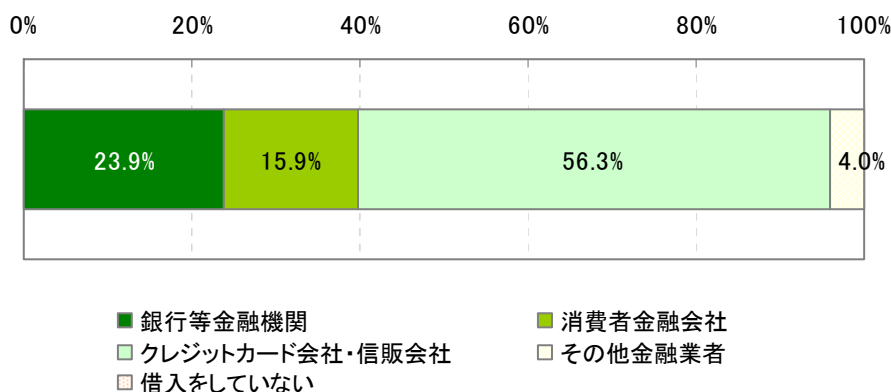
2. 初めての借入先・直近1年間での借入金の使途についての調査結果

(1) 借入利用者が初めて借入を行った借入先

借入利用者に対して、初めて借入を行った借入先について調査したところ、「クレジットカード会社・信販会社」が56.3%と最も高く、次いで「銀行等金融機関」が23.9%、「消費者金融会社」15.9%となった。

【図4 借入利用者の初めての借入先】

<借入利用者 n=2,000>

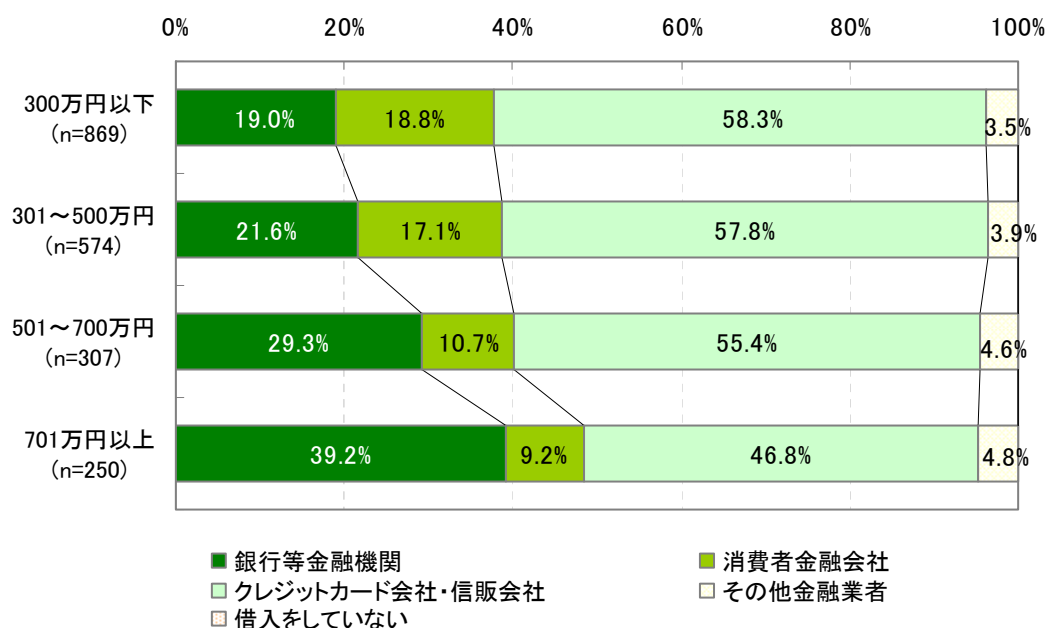


(2) 借入利用者の所得階層別・初めて借入を行った借入先

借入利用者が初めての借入先として貸金業者を選んだ割合を所得階層別に見てみると、年収300万円以下では18.8%、301～500万円では17.1%、501～700万円では10.7%、701万円以上では9.2%となっており、年収が低いほど最初の借入先として「消費者金融会社」を選ぶ比率が高い傾向となった。

【図5 借入利用者（所得階層別）の初めての借入先】

<借入利用者 n=2,000>



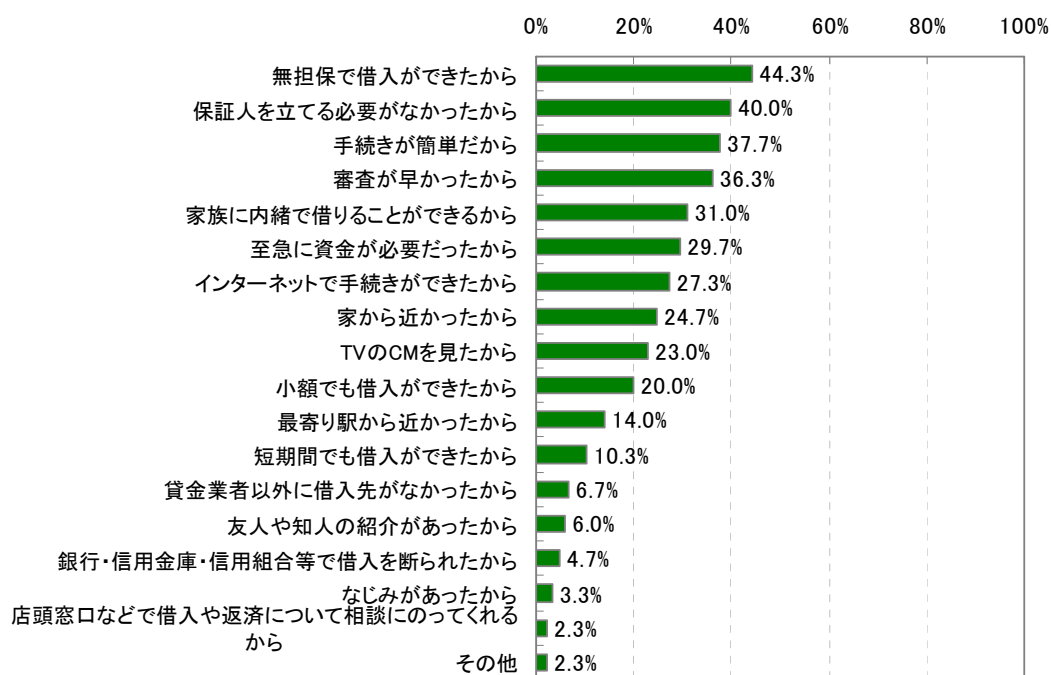
(3)借入利用者の内、初めての借入先として「消費者金融会社」を選んだ理由

借入利用者が初めての借入先として「消費者金融会社」を選んだ理由（*3）としては、「無担保で借入ができたから」が44.3%と最も高く、次いで「保証人を立てる必要がなかったから」が40.0%、「手続きが簡単だから」37.7%となった。

（*3）「消費者金融会社」を選んだ理由に関する設問は、複数回答の設問である。

【図6 借入利用者が初めての借入先として「消費者金融会社」を選んだ理由
（該当するもの全て）】

<初めての借入先として「消費者金融会社」を選んだ借入利用者 n=300>

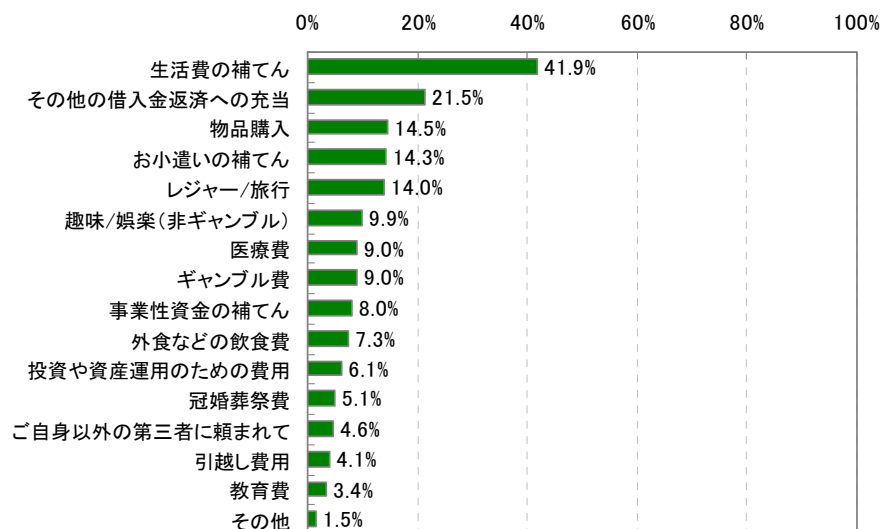


(4)借入利用者の、直近1年間の消費者金融会社からの借入金の使途

直近1年間で借入金の使途について調査したところ、「生活費の補てん」が41.9%と最も高く、次いで「その他の借入金返済への充当(21.5%)」、「物品購入(14.5%)」、「お小遣いの補てん(14.3%)」等が続いた一方で、「自身以外の第三者に頼まれて(4.6%)」と言った回答も見られた。

【図7 借入利用者の、直近1年間の消費者金融会社からの借入金の使途
(該当するもの全て)】

<借入利用者のうち、直近1年間で消費者金融会社に借入を申し込んだ n=413>

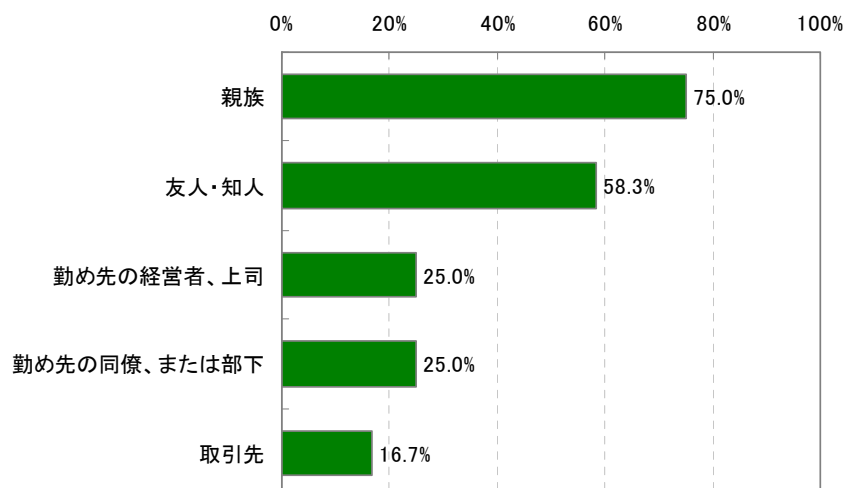


(5)借入を頼まれた相手

「自身以外の第三者に頼まれて」とした回答者に対し、依頼された相手について調査したところ、「親族(75.0%)」、「友人・知人(58.3%)」、「勤め先の経営者・上司(25.0%)」となった。

【図8 借入を頼まれた相手(該当するもの全て)】

<借入利用者のうち、直近1年間で消費者金融会社に「自身以外の第三者に頼まれて」という目的で借入を申し込んだ n=12>



3. 借入利用者の、直近 1 年間で消費者金融会社への借入申込みについての調査結果

(1) 借入利用者の、直近 1 年間で消費者金融会社への借入申込み結果

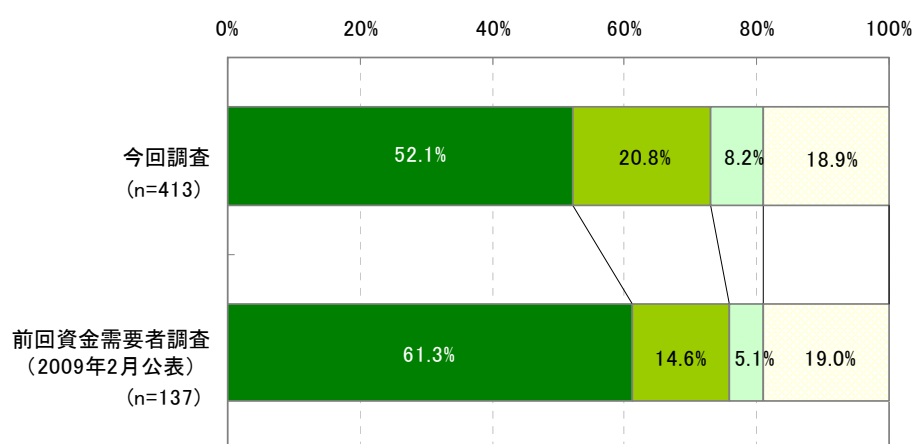
直近 1 年間で消費者金融会社への借入申込み結果について調査したところ、「希望通りの借入ができなかった」と回答した割合は、「最終的に借入できたが、希望通りの金額ではなかった (20.8%)」、「希望通りの金額ではなかったので最終的に借入をやめた (8.2%)」、「借入を申し込んだが最終的に断られた (最終的に借入できなかった) (18.9%)」を合わせて 47.9% (昨年度の調査結果 (*4) と比べて 9.2 ポイント上昇) となった。

(*4) 2009 年 2 月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告

【図 9 借入利用者の、直近 1 年間で消費者金融会社への借入申込み結果】

< 今回調査の借入利用者のうち、直近 1 年間で消費者金融会社に借入を申し込んだ n=413

前回調査の借入利用者のうち、直近 1 年間で消費者金融会社に借入を申し込んだ n=137 >



- 最終的に希望通りの金額で借入できた
- 最終的に借入できたが、希望通りの金額ではなかった
- 希望通りの金額ではなかったので最終的に借入をやめた
- 借入を申し込んだが最終的に断られた(最終的に借入できなかった)

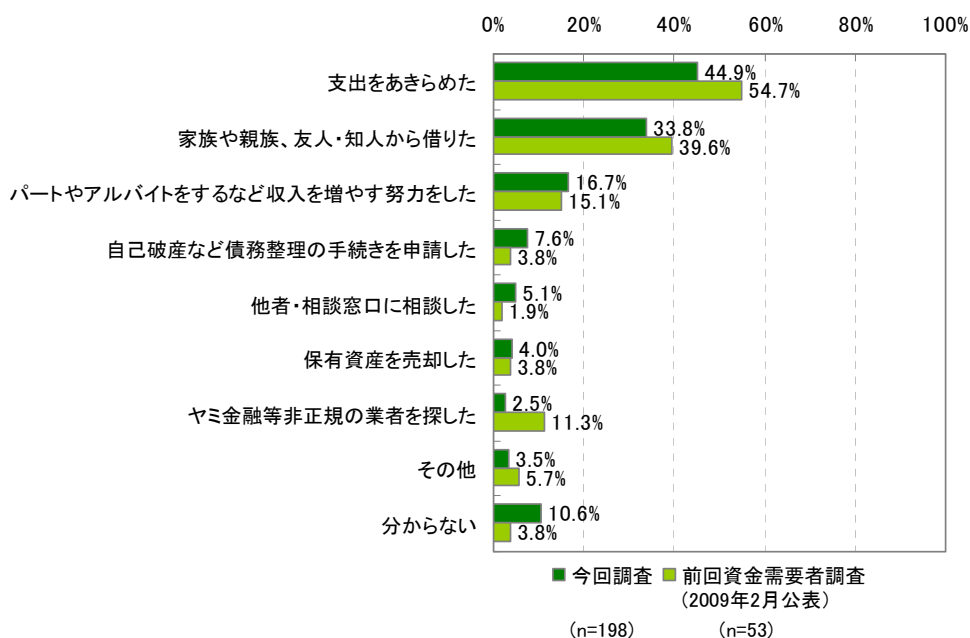
(2)借入利用者の、直近1年間で消費者金融会社から希望通りの借入ができなかった場合の行動

直近1年間で消費者金融会社から希望通りの借入ができなかったとした借入利用者に対し、その後の行動について調査したところ、「支出をあきらめた」が44.9%（昨年度の調査結果（*4）と比べて9.8ポイント減少）と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた」が33.8%（同5.8ポイント減少）、「パートやアルバイトをするなど収入を増やす努力をした」16.7%（同1.6ポイント上昇）となった一方で、「自己破産など債務整理の手続きを申請した（7.6%）」や「他者・相談窓口に相談した（5.1%）」といった回答も見られた。

【図10 借入利用者の、直近1年間で消費者金融会社から希望通りの借入ができなかった場合の行動（該当するもの全て）】

<今回調査の借入利用者のうち、直近1年間で希望通りの借入ができなかった n=198

前回調査の借入利用者のうち、直近1年間で希望通りの借入ができなかった n=53>



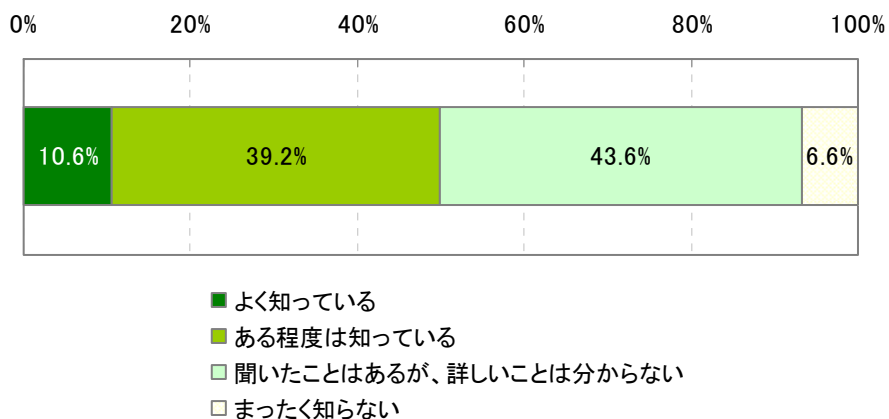
4. 借入利用者のヤミ金融の利用等についての調査結果

(1) ヤミ金融の認知

借入利用者に対し、ヤミ金融の認知について調査したところ、「知っている」と回答した割合は「よく知っている（10.6%）」、「ある程度は知っている（39.2%）」を合わせて49.8%となった。

【図 11 借入利用者のヤミ金融に関する認知度】

<借入利用者 n=2,000>

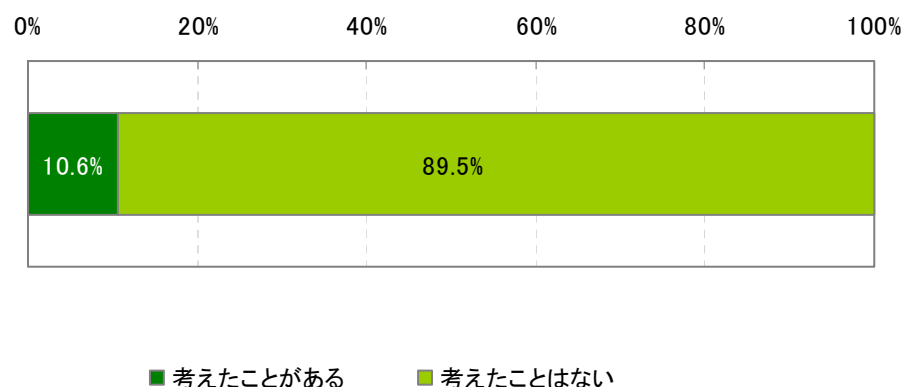


(2) ヤミ金融の利用を考えたことがあるかどうか

借入利用者に対し、ヤミ金融の利用を考えたことがあるかどうかについて調査したところ、「考えたことがある」が10.6%、「考えたことはない」が89.5%となった。

【図 12 借入利用者のヤミ金融の利用の想起】

<借入利用者 n=2,000>

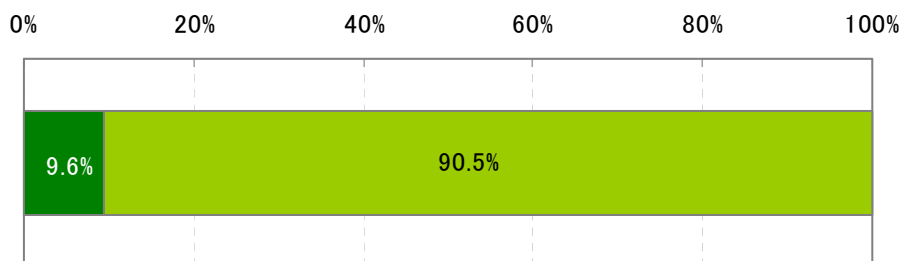


(3) ヤミ金融への接触の有無

借入利用者に対し、ヤミ金融の接触の有無について調査したところ、「接触したことがある」が9.6%、「接触したことがない」が90.5%となった。

【図13 借入利用者のヤミ金融の接触の有無】

<借入利用者 n=2,000>



■ 接触したことはある ■ 接触したことがない

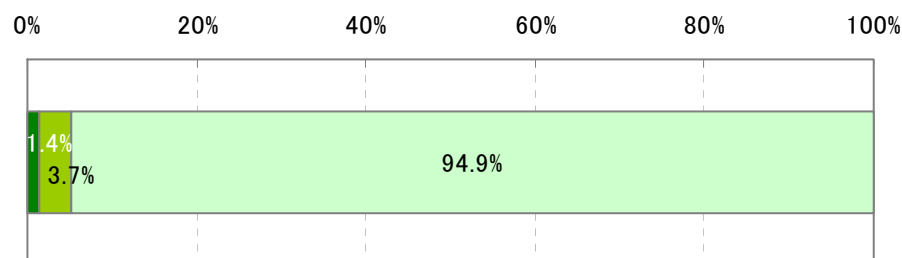
(4) ヤミ金融の利用経験の有無

借入利用者に対し、ヤミ金融の利用経験の有無について調査したところ、ヤミ金融を「利用したことがある」と回答した割合は、「利用したことがある（現在残高あり）（1.4%）」、「利用したことがある（現在残高なし）（3.7%）」を合わせて5.1%となっており、「利用したことがない」が94.9%となった。（*5）

(*5) ヤミ金融の利用経験を借入経験者（貸金業者以外からの借入も含む）全体で見ると、昨年度の調査(*4)では、借入経験者（貸金業者以外からの借入も含む3,177名）のうち、ヤミ金融を利用したことがあると回答した割合は3.3%（104名）となっており、今回の調査では、借入経験者（貸金業者以外からの借入も含む15,813名）のうち、ヤミ金融を利用したことがあると回答した割合は、3.8%（604名）となった。

【図14 借入利用者のヤミ金融の利用経験の有無】

<借入利用者 n=2,000>



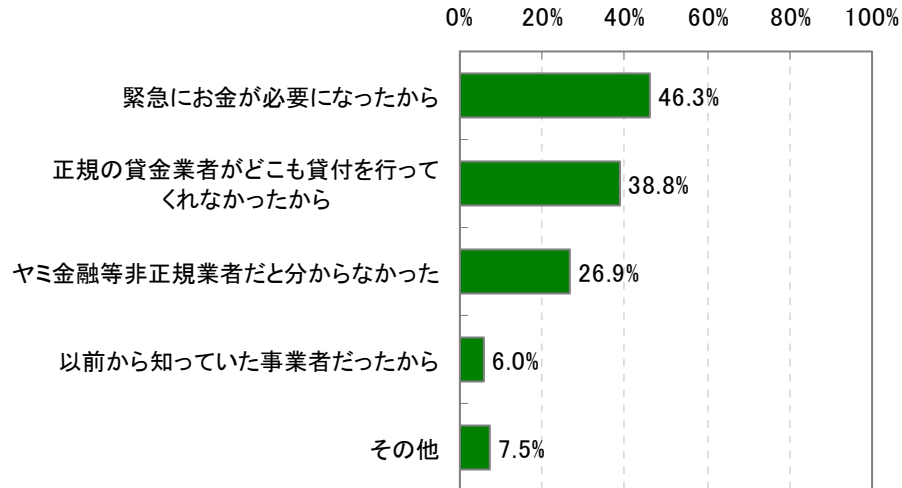
■ 利用したことがある(現在残高あり)
■ 利用したことがある(現在残高なし)
■ 利用したことはない

(5)ヤミ金融の利用理由

ヤミ金融を利用した理由については、「緊急にお金が必要になったから」が 46.3%と最も高く、次いで「正規の貸金業者がどこも貸付を行ってくれなかったから」が 38.8%となった。

【図 15 借入利用者におけるヤミ金融からの借入金の使途（該当するもの全て）】

<ヤミ金融の利用経験者のうち、資金使途についての回答者 n=67>

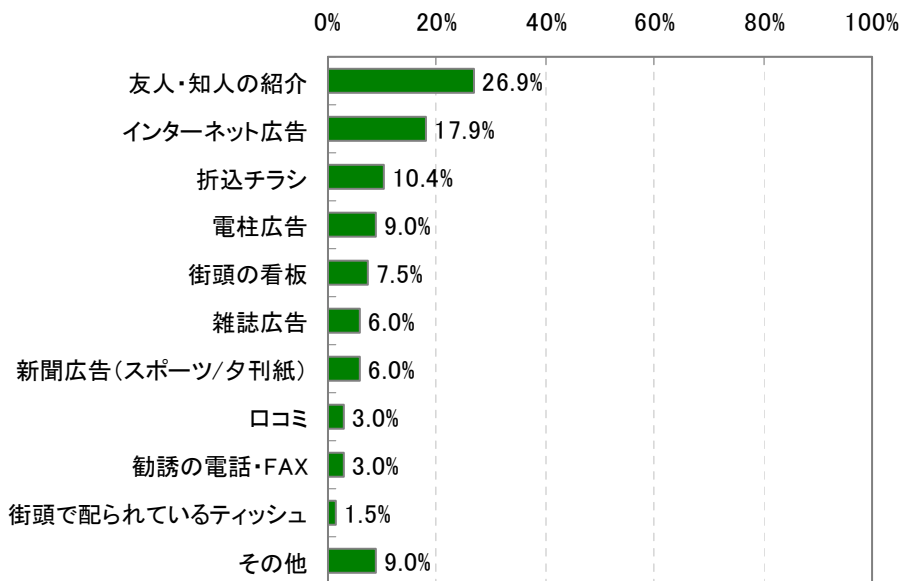


(6)ヤミ金融を知るきっかけとなった認知媒体

ヤミ金融を知るきっかけとなった認知媒体では、「友人・知人の紹介（26.9%）」、「インターネット広告（17.9%）」が上位を占めた。

【図 16 借入利用者におけるヤミ金融の認知媒体（該当するもの全て）】

<ヤミ金融の利用経験者のうち、認知媒体についての回答者 n=67>



5. 借入利用者のクレジットカードのショッピング枠現金化業者等(*6)の利用に関する調査結果

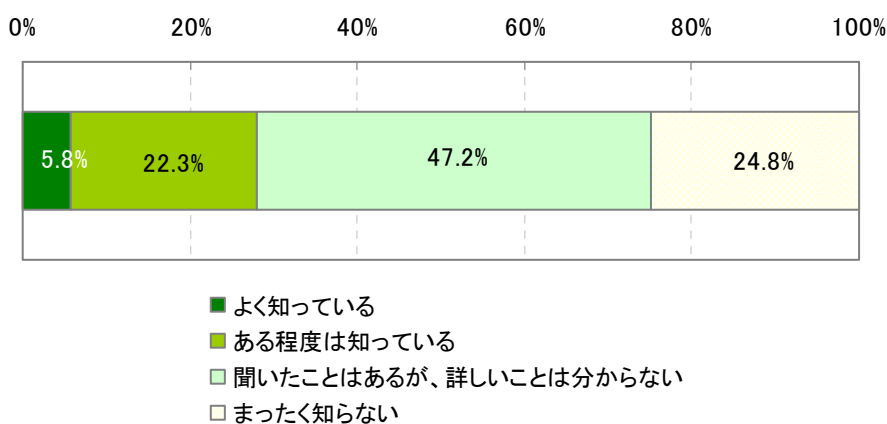
(1)クレジットカードのショッピング枠現金化業者等の認知

借入利用者に対し、クレジットカードのショッピング枠の現金化業者等の認知について調査したところ、「知っている」と回答した割合は「よく知っている (5.8%)」、「ある程度は知っている (22.3%)」を合わせて 28.1%となった。

(*6) クレジットカードを利用して換金性の高い商品を購入させ、それを買い取り現金化する業者等を指す。このような換金目的の取引行為は、クレジットカード会社の会員規約に抵触することから、クレジットカード会員を退会させられる場合がある。

【図 17 借入利用者のクレジットカードのショッピング枠現金化業者等の認知度】

<借入利用者 n=2,000>

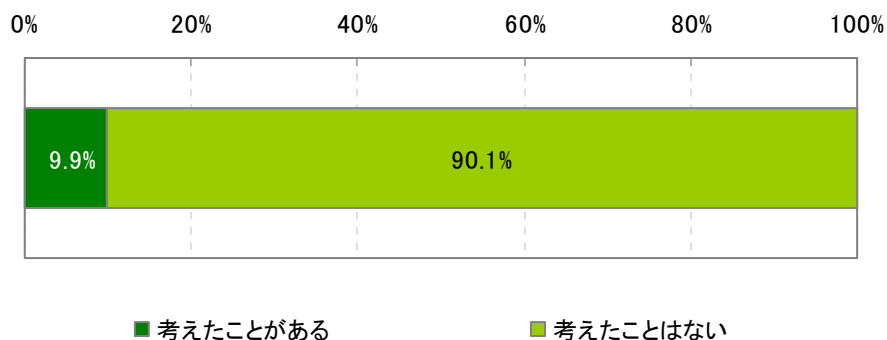


(2)クレジットカードのショッピング枠現金化業者等の利用を考えたことがあるかどうか

借入利用者に対し、クレジットカードのショッピング枠の現金化業者等の利用を考えたことがあるかどうかについて調査したところ、「考えたことがある」が 9.9%、「考えたことはない」が 90.1%となった。

【図 18 借入利用者のクレジットカードのショッピング枠現金化業者等の利用の想起】

<借入利用者 n=2,000>

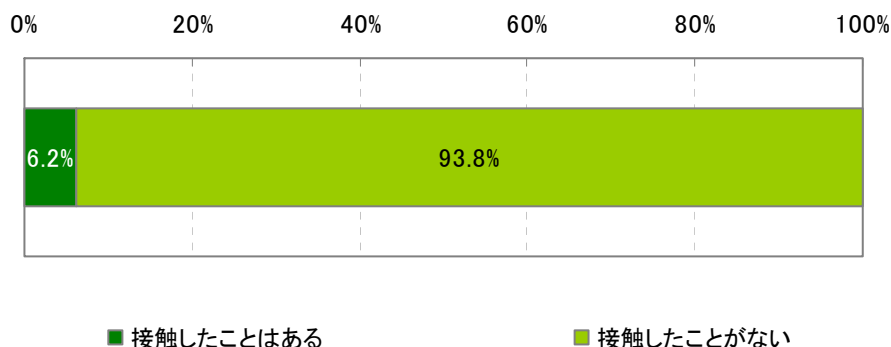


(3)クレジットカードのショッピング枠現金化業者等への接触の有無

借入利用者に対し、クレジットカードのショッピング枠の現金化業者等への接触の有無について調査したところ、「接触したことがある」が6.2%、「接触したことがない」が93.8%となった。

【図 19 借入利用者のクレジットカードのショッピング枠現金化業者等への接触の有無】

<借入利用者 n=2,000>

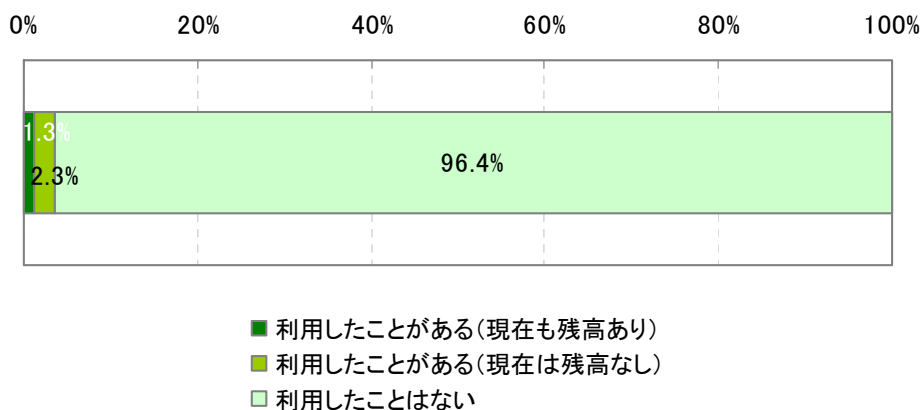


(4)クレジットカードのショッピング枠現金化業者等の利用経験の有無

借入利用者に対し、クレジットカードのショッピング枠の現金化業者等の利用の有無について調査したところ、「利用したことがある」と回答した割合は、「利用したことがある（現在残高あり）（1.3%）」、「利用したことがある（現在残高なし）（2.3%）」を合わせて3.6%となった。

【図 20 借入利用者のクレジットカードのショッピング枠現金化業者等の利用経験の有無】

<借入利用者 n=2,000>



6. 貸金業法改正に関する認知状況について

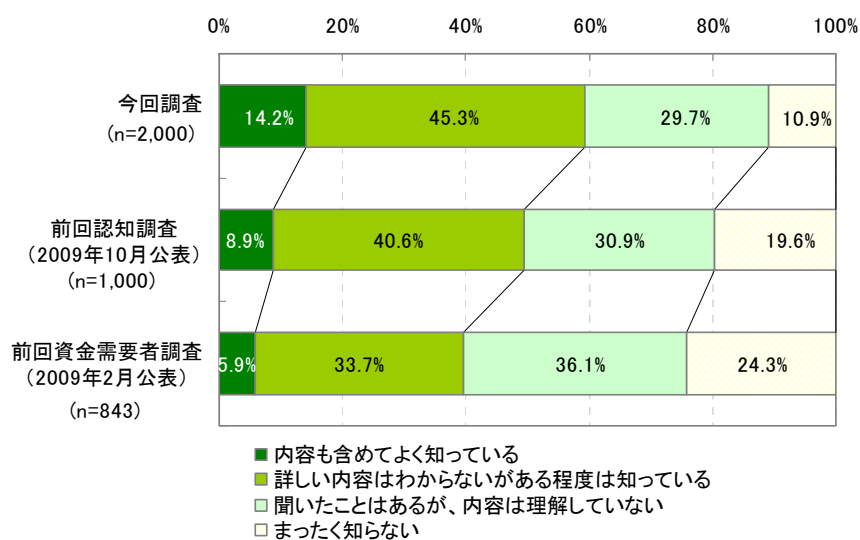
(1) 借入利用者の貸金業法改正に関する認知状況

貸金業法改正の認知度について調査したところ、借入利用者のうち貸金業法改正について「知っている」と回答した割合は、「内容も含めてよく知っている（14.2%）」、「詳しい内容はわからないがある程度は知っている（45.3%）」を合わせて 59.5%（前回の認知調査（*7）と比べて 10.0 ポイント上昇）となった。

（*7）2009年10月に公表した「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」報告

【図 21 借入利用者の貸金業法改正に関する認知度】

<今回調査における借入利用者 n=2,000 前回認知調査における借入利用者 n=1,000
前回資金需要者調査における借入利用者 n=843>



(2)借入利用者のうち、総量規制(*8)該当者の貸金業法改正に関する認知状況

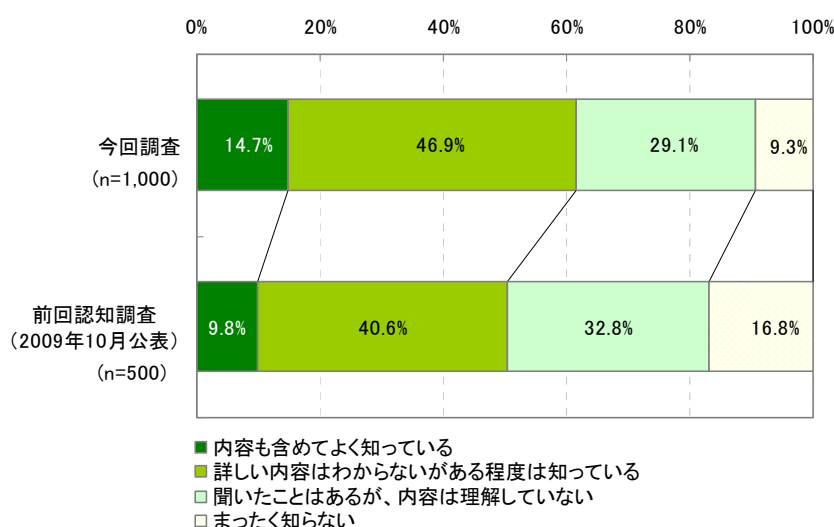
借入利用者のうち総量規制該当者では、貸金業法改正について「知っている」と回答した割合は、「内容も含めてよく知っている（14.7%）」、「詳しい内容はわからないがある程度は知っている（46.9%）」を合わせて 61.6%（前回の認知調査（*7）と比べて 11.2 ポイント上昇）となった。

(*8) 貸金業者に借り手の返済能力を超える貸付を禁止する規制（一部の例外的な契約を除き、総借入残高が借り手の年収の 3 分の 1 を超える貸付を禁止したもの）

【図 22 借入利用者（総量規制該当者）の貸金業法改正に関する認知度】

<今回調査における借入利用者（総量規制該当者） n=1,000

前回認知調査における借入利用者（総量規制該当者） n=500 >

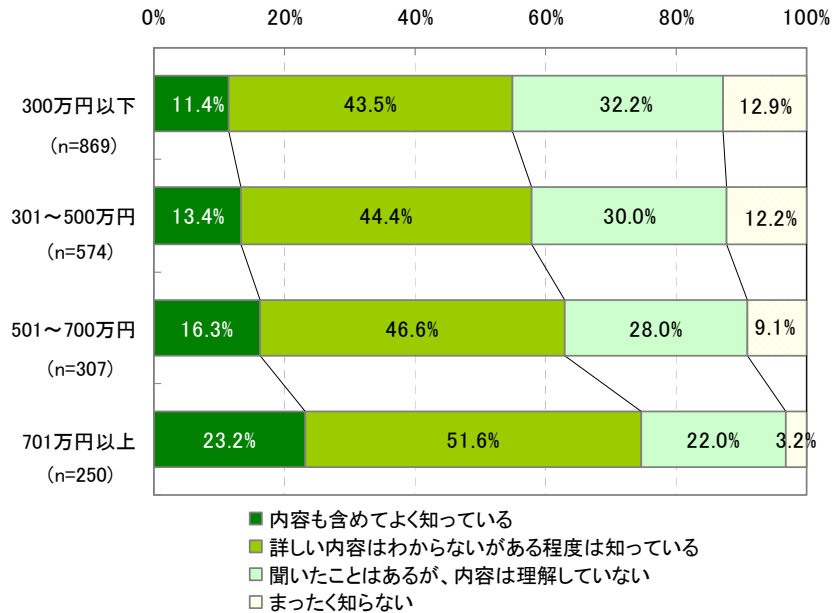


(3)借入利用者・年収別の貸金業法改正に関する認知状況

借入利用者の所得階層別に見てみると、年収 300 万円以下では貸金業法の改正を「内容も含めてよく知っている」、「詳しい内容はわからないがある程度は知っている」が合わせて 54.9%、301～500 万円では 57.8%、501～700 万円では 62.9%、701 万円以上では 74.8% となっており、前回の認知調査（*7）に引き続き、年収が低くなるほど貸金業法改正に対する認知度が低い傾向となった。

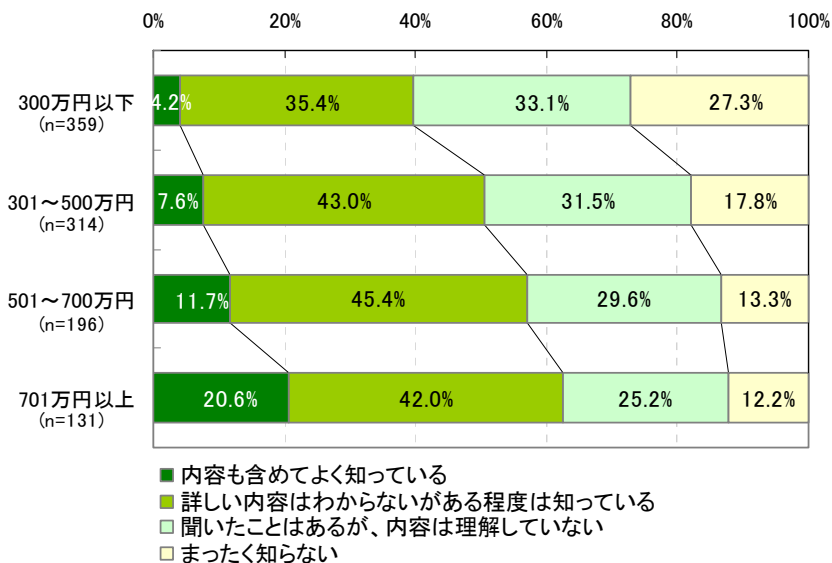
【図 23 借入利用者の所得階層別の貸金業法改正に関する認知度】

<今回調査における借入利用者 n=2,000>



【参考 前回の認知調査(*7)における、借入利用者の所得階層別の貸金業法改正に関する認知度】

<前回認知調査における借入利用者 n=1,000>



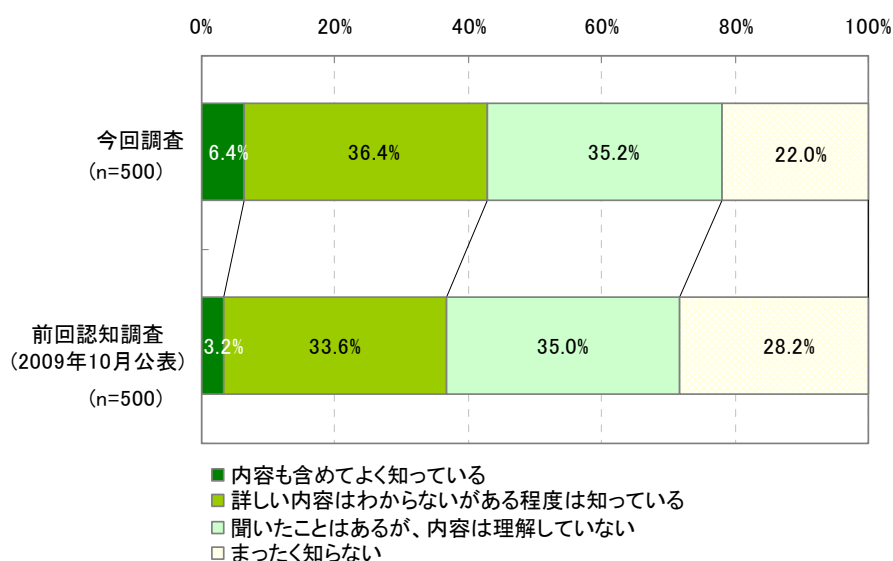
(4) 専業主婦(主夫) (*9) の貸金業法改正に関する認知状況

現在借入残高のある専業主婦(主夫)の貸金業法改正に関する認知について調査したところ、「知っている」と回答した割合は、「内容も含めてよく知っている(6.4%)」、「詳しい内容はわからないがある程度は知っている(36.4%)」を合わせて42.8%(前回の認知調査(*7)と比べて6.0ポイント上昇)となった。

(*9) 総量規制により専業主婦(主夫)の借入れは配偶者と合わせた年収の3分の1までとなり、借入れに際しては配偶者の同意、夫婦関係証明書類の提出が必要となる。

【図 24 現在借入残高のある専業主婦(主夫)の貸金業法改正に関する認知度】

<今回調査における専業主婦(主夫) n=500 前回認知調査における専業主婦(主夫) n=500>

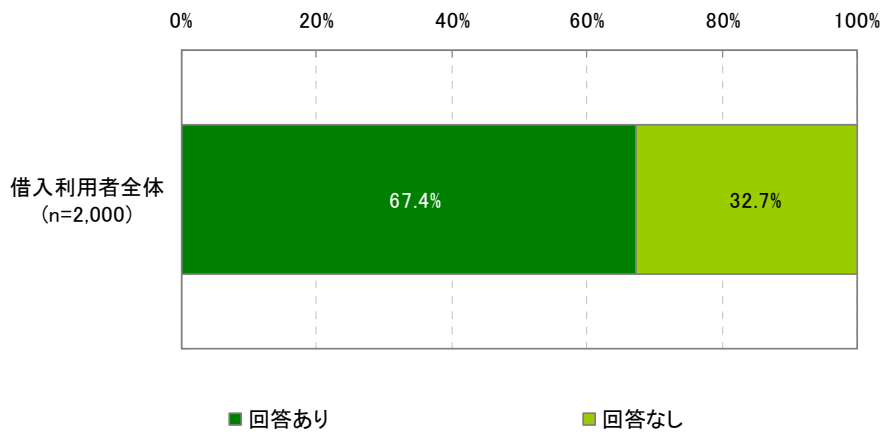


(5)貸金業法改正に対する「意見」の傾向と具体例

借入利用者の貸金業法改正に対する自由意見を分析したところ、法改正に対して「問題がある」とする意見が42.9%と最も高く、次いで法改正に対して「良い」とする意見が27.1%、「中立的（その他）」との意見が16.4%、「よくわからない」とする意見が13.6%となり、「問題がある」とした意見が最も高く、前回の認知調査（*7）と比べて8.1ポイント上昇した。また、総量規制該当者・非該当者それぞれの「問題がある」とした割合を調査したところ、総量規制非該当者で33.8%となった一方、総量規制該当者では51.9%に及んだ。

【図 25 借入利用者の貸金業法改正に対する意見の回答状況】

<借入利用者 n=2,000>



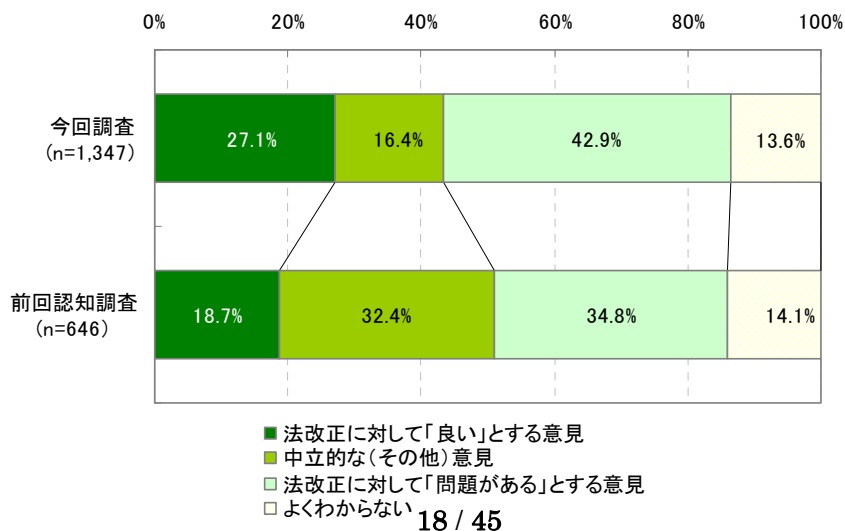
意見の分類	定義
法改正に対して「良い」とする意見	「良いと思う」「仕方が無い」「もっと早くして欲しかった」など、貸金業法改正に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な（その他）意見	「あまり関係ない」など、貸金業法改正について、直接的に関係しない意見
法改正に対して「問題がある」とする意見	「見直して欲しい」「困る」「ヤミ金融被害が増える」「もっと周知して欲しい」など、貸金業法改正に対して、「問題がある」とする意見

（※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した）

【図 26 借入利用者の貸金業法改正に対する意見の分類】

<今回調査における借入利用者のうち、貸金業法改正に対する意見として回答のあった n=1,347

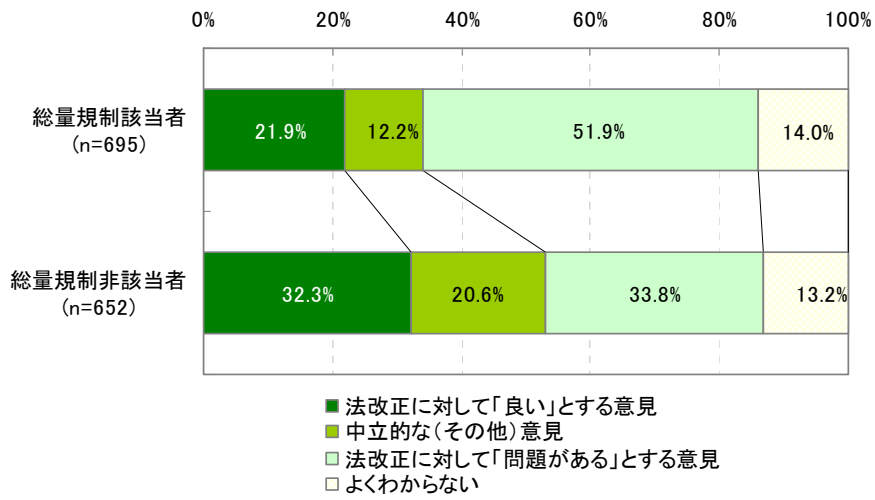
前回認知調査における借入利用者のうち、貸金業法改正に対する意見として回答のあった n=646>



【図 27 借入利用者（総量規制該当者・非該当者）の貸金業法改正に対する意見の分類】

<貸金業法改正に対する意見として回答のあった総量規制該当者 n=695

貸金業法改正に対する意見として回答のあった総量規制非該当者 n=652>



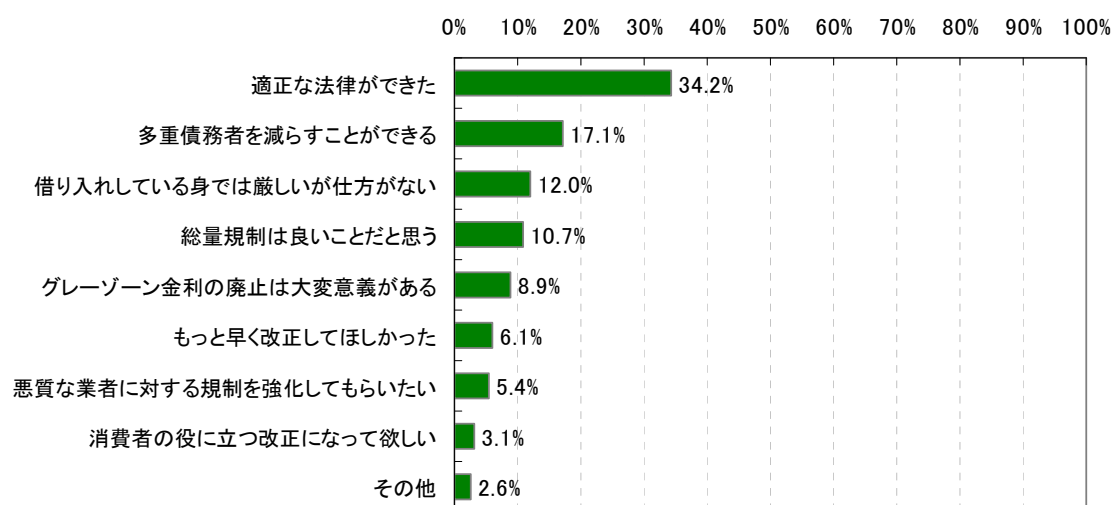
(6)法改正に対して「良い」とする意見の内訳

借入利用者の、法改正に対して「良い」とする意見を分析したところ、「適切な法律ができた」とする意見が34.2%と最も高く、次いで「多重債務者を減らすことができる」が17.1%、「借入している身では厳しいが仕方がない」が12.0%、「総量規制は良いことだと思う」10.7%と続く。

【図 28 借入利用者の法改正に対して「良い」とする意見の内訳】

<法改正に対して「良い」とする意見の回答があった借入利用者 n=392>

※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した



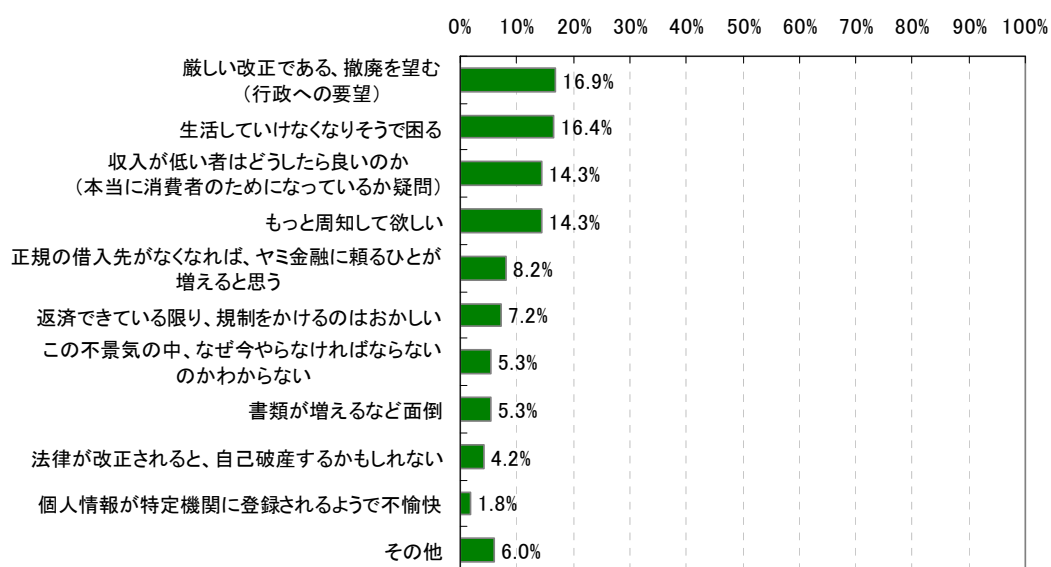
(7)法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

借入利用者の、法改正に対して「問題がある」とする意見を分析したところ、「厳しい改正である、撤廃を望む（行政への要望）」とする意見が 16.9%と最も高く、次いで「生活していけなくなりそうで困る」が 16.4%、「収入が低い者はどうしたら良いのか、本当に消費者のためになっているか疑問」、「もっと周知して欲しい」がそれぞれ 14.3%、「正規の借入先がなくなれば、ヤミ金融に頼る人が増えると思う」が 8.2%となった。

【図 29 借入利用者の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳】

<法改正に対して「問題がある」とする意見の回答があった借入利用者 n=532>

※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した



7. セーフティネットの認知度についての調査結果

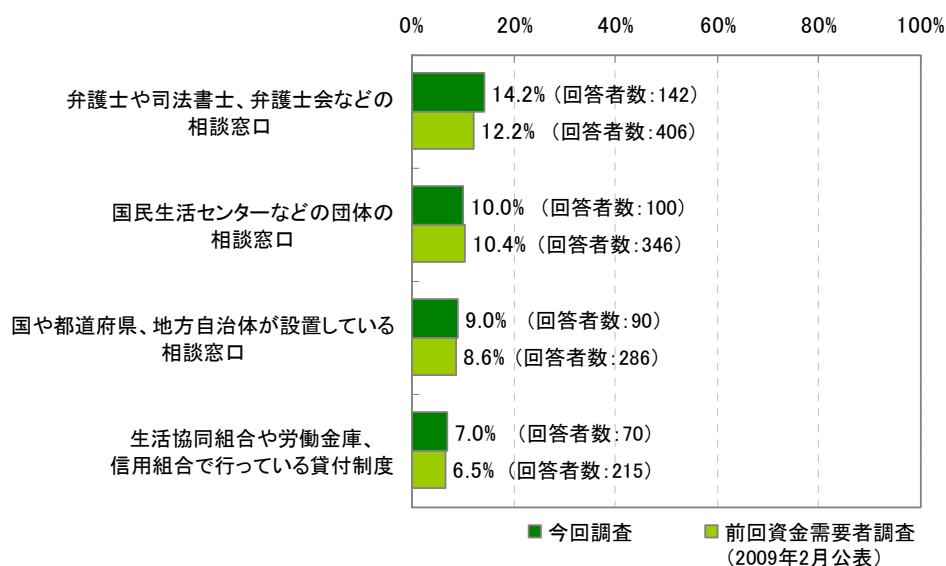
(1) 一般消費者のセーフティネットに関する認知度

一般消費者に対し、セーフティネットの認知率について調査したところ、セーフティネット全体の認知率（*10）は、10.7%（昨年度の調査結果（*4）と比べて、0.8ポイント上昇）となった。

（*10）各セーフティネットの認知率と回答者数から求めた加重平均値。

【図 30 一般消費者の各セーフティネットに対する認知度（該当するもの全て）】

<今回調査の一般消費者 n=1,000 前回資金需要者調査の一般消費者 n=3,329>

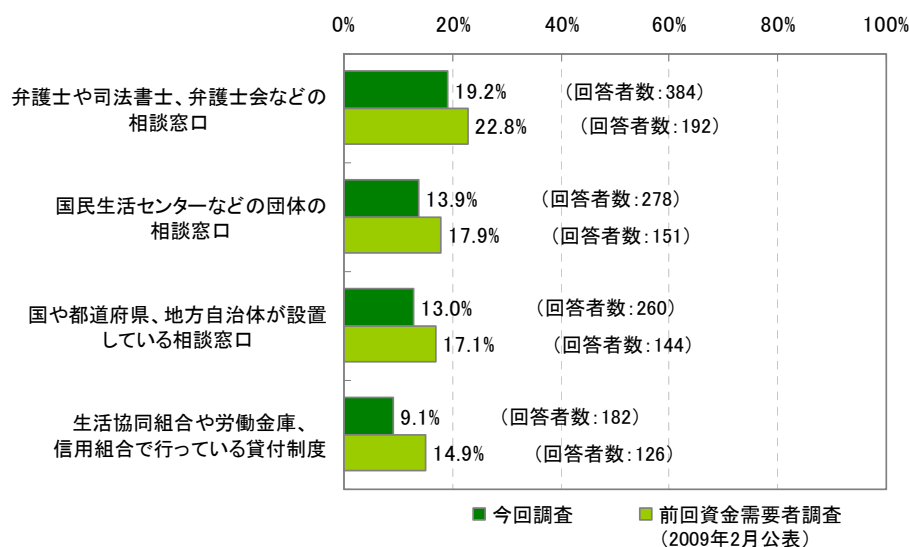


(2) 借入利用者のセーフティネットに関する認知度

借入利用者のセーフティネット全体の認知率は、14.7%（昨年度の調査結果(*4)と比べて3.9ポイント減少）となっており、各制度別に見ると、「弁護士や司法書士、弁護士会などの相談窓口」が19.2%と最も高く、次いで「国民センターなどの団体の相談窓口」が13.9%、「国や都道府県、地方自治体が設置している相談窓口」13.0%となった。

【図 31 借入利用者の各セーフティネットに対する認知度（該当するもの全て）】

<今回調査の借入利用者 n=2,000 前回資金需要者調査の借入利用者 n=843>



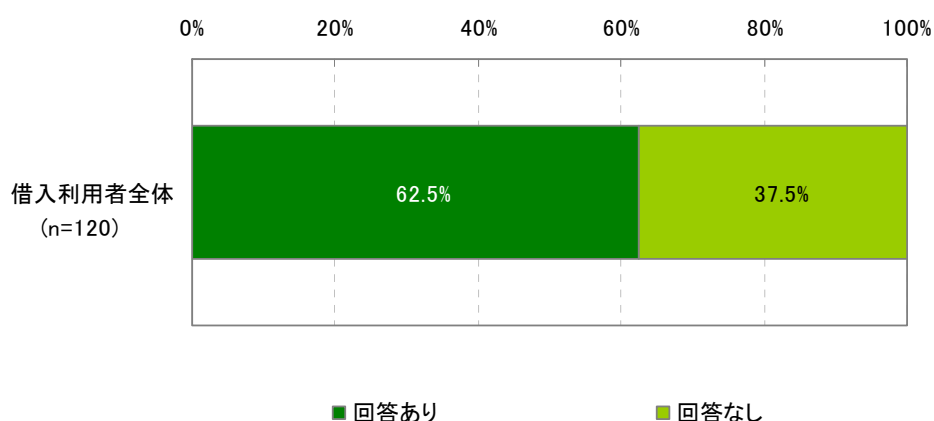
(3)セーフティネットに対する「意見」の傾向と具体例

セーフティネットを「利用したことがある」、もしくは「現在利用している」と回答した借入利用者の、セーフティネットに対する自由意見を分析したところ、セーフティネットに対して「良い」とする意見が 53.3%と最も高く、次いで「問題がある」とする意見が 34.7%、「中立的（その他）」との意見が 12.0%となった。

また、借入利用者のうち総量規制該当者では、セーフティネットに対して「良い」とする意見が 44.9%、総量規制非該当者では、「良い」とする意見が 69.2%となった。

【図 32 セーフティネットの利用経験がある借入利用者の、セーフティネットに対する意見の回答状況】

<借入利用者のうち、セーフティネットの利用経験がある n=120>

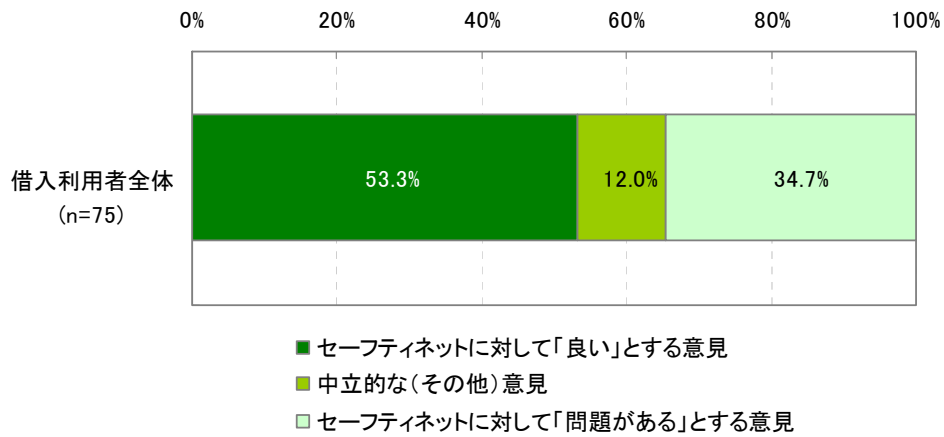


意見の分類	定義
セーフティネットに対して「良い」とする意見	「良い制度である」「必要と思う」「あれば安心」など、セーフティネットに対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な（その他）意見	「あまり関係ない」など、セーフティネットについて、直接的に関係しない意見
セーフティネットに対して「問題がある」とする意見	「使いづらい」「役に立つとは思えない」「どの程度まで解決できるかわからない」「もっと周知して欲しい」など、セーフティネットに対して、「問題がある」とする意見

(※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した)

【図 33 セーフティネットの利用経験がある借入利用者の、セーフティネットに対する意見の分類】

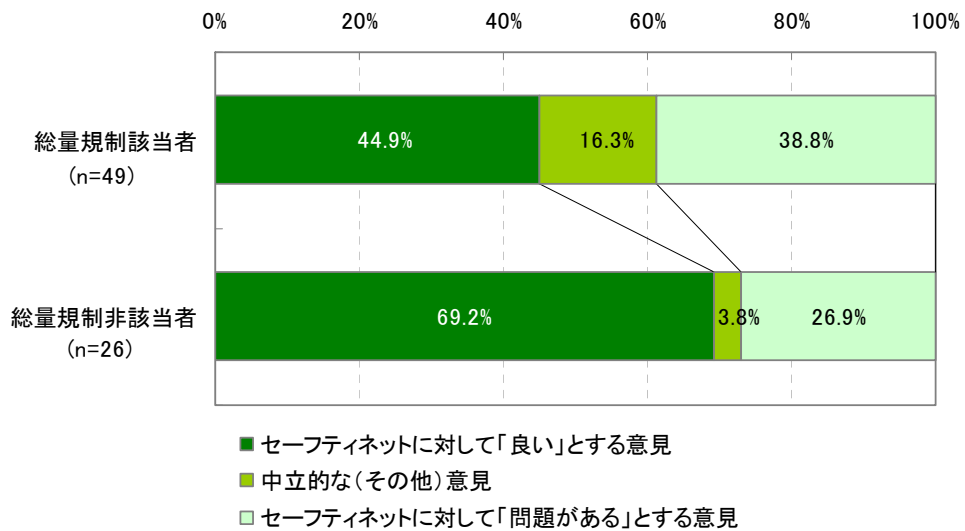
<借入利用者のうち、セーフティネットの利用経験がある借入利用者 120 名のうち、セーフティネットに対する意見として回答のあった借入利用者 n=75>



【図 34 セーフティネットの利用経験がある借入利用者（総量規制該当者・非該当者のセーフティネットに対する意見の分類】

<セーフティネットに対する意見として回答のあった総量規制該当者 n=49>

セーフティネットに対する意見として回答のあった総量規制非該当者 n=26>

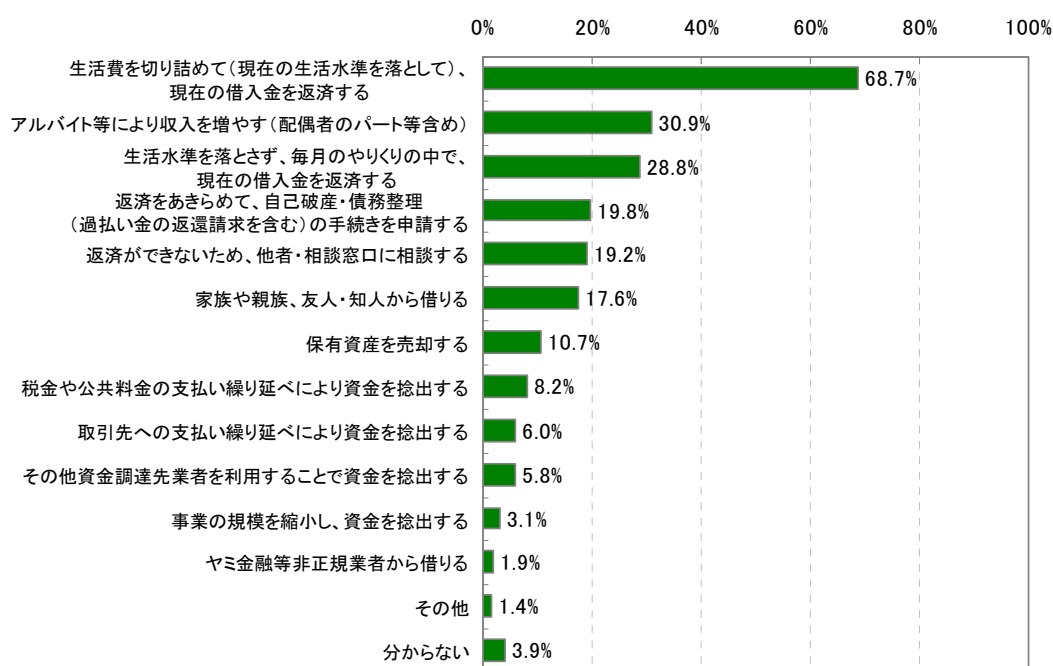


8. 消費者金融会社の借入利用者が、総量規制の影響により新たな借入ができなくなった場合の行動

消費者金融会社の借入利用者に対し、総量規制の影響により新たな借入ができなくなった場合の行動について調査したところ、「生活費を切り詰めて（現在の生活水準を落として）現在の借入金を返済する」が68.7%と最も高く、次いで「アルバイト等により収入を増やす」が30.9%、「生活水準を落とさず、毎月のやりくりの中で現在の借入金を返済する」が28.8%と続く一方で、「自己破産など債務整理等の手続きを申請する（19.8%）」、「家族や親族、友人・知人から借りる（17.6%）」も一定の割合を占めた。

【図 35 消費者金融会社の借入利用者が、新たな借入ができなくなった場合の行動（該当するもの全て）】

<借入利用者のうち、消費者金融会社から借入を行っている n=635>



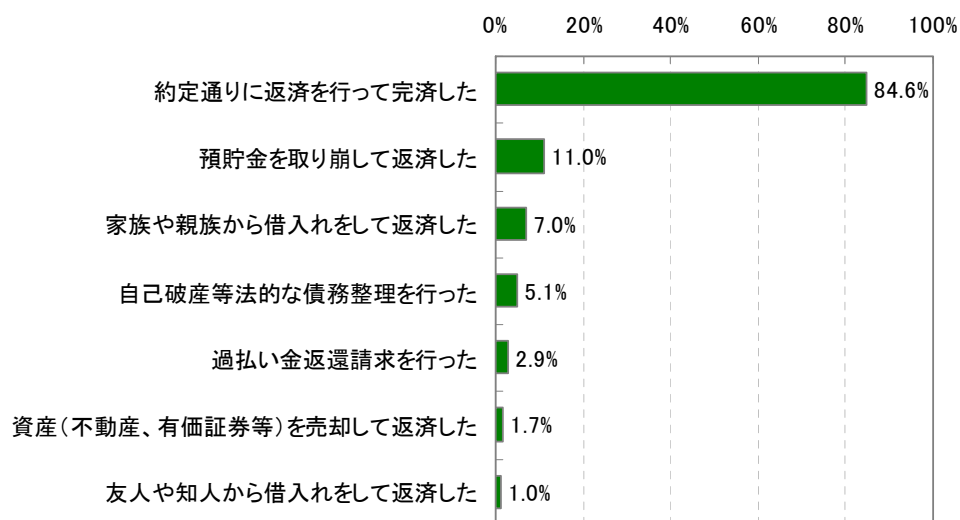
9. 借入完済者についての調査結果

(1)借入金の完済方法

過去に消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社から借入したことがあり、現在は借入残高がない借入完済者に対し、完済方法について調査したところ、「約定通りに返済を行って完済した」が84.6%となった。

【図 36 借入完済者の借入金完済方法（該当するもの全て）】

<プレ調査対象者の内、貸金業者から借入を行っており、現在は残高がない n=20,672>

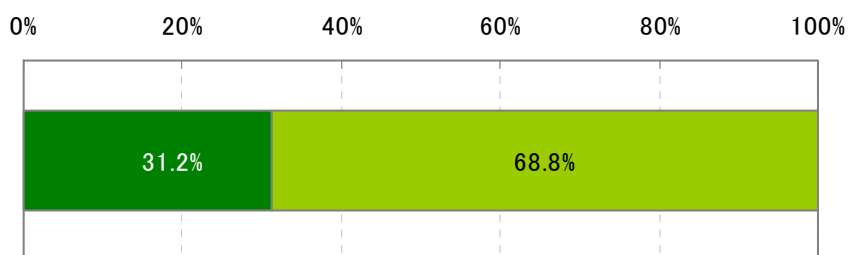


(2)借入ピーク時の借入残高が総量規制に該当していたかどうか

「約定どおりに返済を行って完済した」とした借入完済者のうち、31.2%は、「借入ピーク時の借入残高が当時の年収の3分の1を超えていた」と回答した。

【図 37 借入完済者の借入ピーク時の借入残高と、当時の年収に占める割合】

<約定どおりに返済を行って完済した借入完済者 n=510>



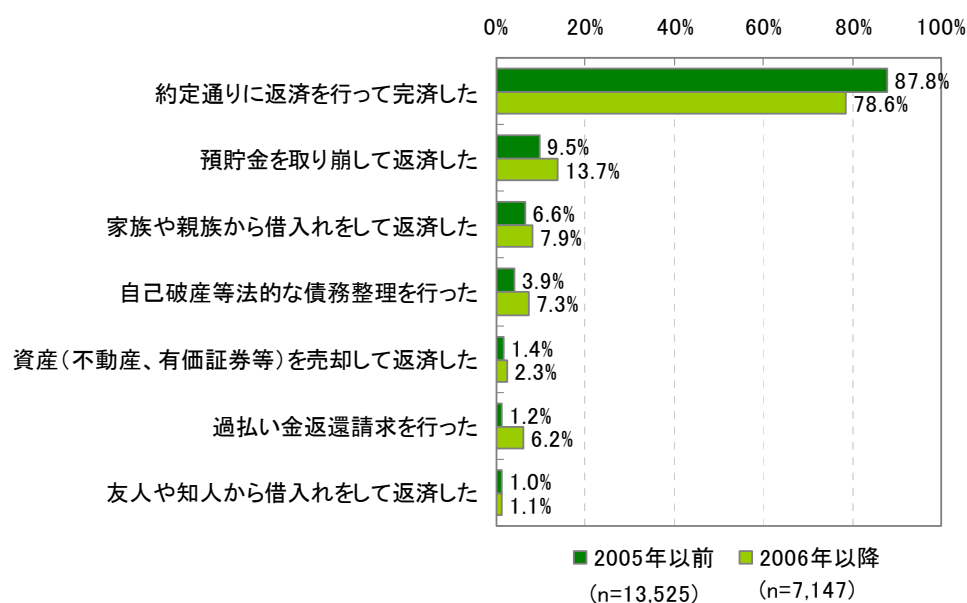
- ピーク時の借入額が年収の3分の1を超える方
- ピーク時の借入額が年収の3分の1以下の方

(3)完済時期による完済方法の違いについて

2005年以前に完済した借入完済者と貸金業法改正(*1)が成立した2006年以降に完済した借入完済者の完済方法について比較を行ったところ、「約定通りに返済を行って完済した」が2005年以前の借入完済者では87.8%に対して、2006年以降の借入完済者では78.6%と9.2ポイント減少している。一方で「自己破産等法的な債務整理を行った」という回答は2005年以前の借入完済者では3.9%であったのが2006年以降の借入完済者では7.3%、「過払い金返還請求を行った」という回答は2005年以前の借入完済者では1.2%であったのが2006年以降の借入完済者では6.2%（同5.0ポイント上昇）となった。

【図38 借入完済者の借入金完済方法（該当するもの全て）】

<プレ調査対象者の内、貸金業者から借入を行っており、現在は残高がない n=20,672>



Ⅱ 事業者調査

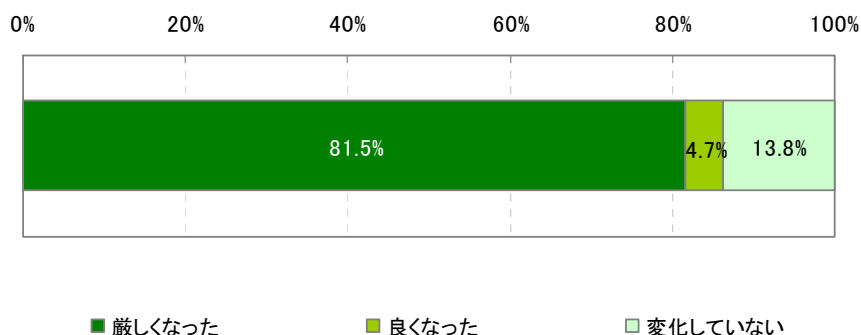
1. 2006年当時と比べた現在の経営環境についての調査結果

(1) 企業経営者・個人事業主の経営環境

企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、貸金業法改正が成立した2006年当時の自社の経営環境の変化等について調査したところ、「厳しくなった」が81.5%と最も高く、次いで「変化していない」が13.8%、「良くなった」が4.7%となった。

【図 39 企業経営者・個人事業主の経営環境】

<企業経営者及び個人事業主のうち、借入利用者 n=676>

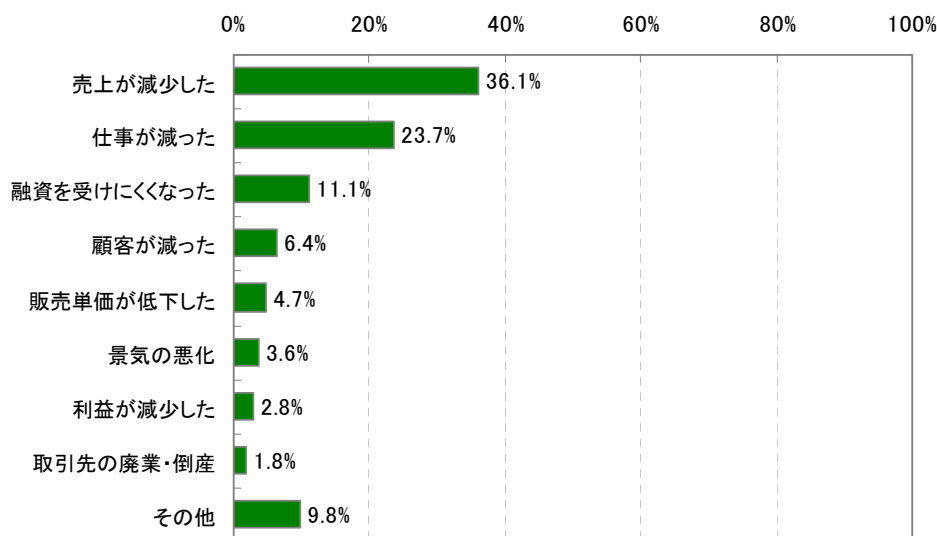


(2) 「厳しくなった」経営環境の具体例

具体的にどのように厳しくなったかについては、「売上が減少した (36.1%)」、「仕事が減った (23.7%)」、「融資を受けにくくなった (11.1%)」といった内容が上位を占めた。

【図 40 企業経営者・個人事業主で厳しくなった理由 (該当するもの全て)】

<企業経営者及び個人事業主のうち、厳しくなったと回答した n=1,311>

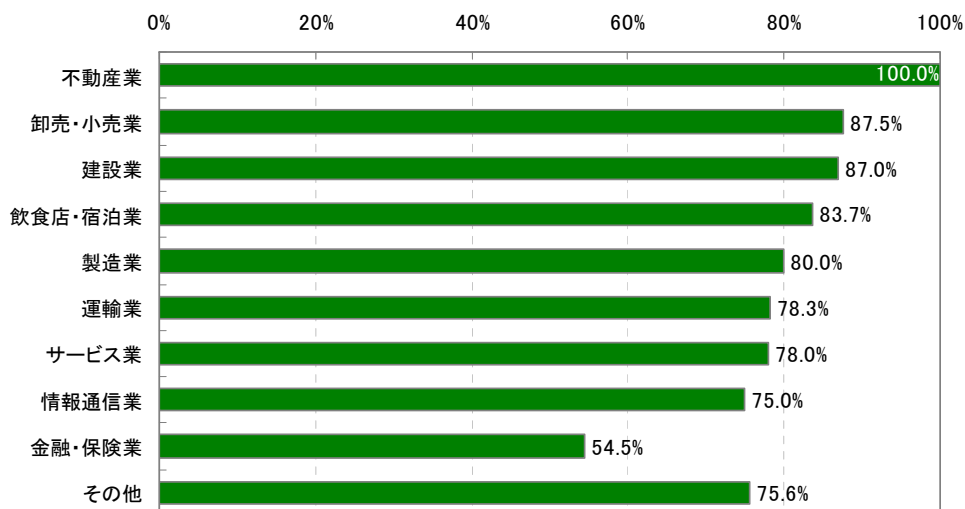


(3)業種別に見た経営環境

業種別に見てみると、「不動産業（100%）」、「卸売業・小売業（87.5%）」「建設業（87.0%）」で「厳しくなった」と回答した割合が高かった。

【図 41 企業経営者・個人事業主で「厳しくなった」と回答した割合（業種別）】

<企業経営者及び個人事業主のうち、借入利用者 n=676>

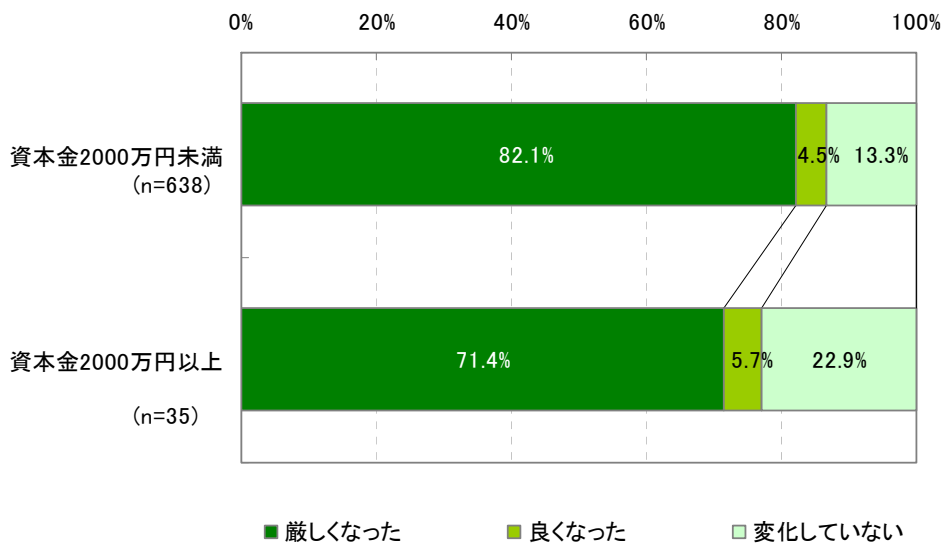


(4)事業規模別に見た経営環境

事業規模別では、「厳しくなった」と回答した割合は、資本金 2,000 万円以上の事業者で 71.4%であった一方で、資本金 2,000 万円未満の事業者では 82.1%となった。

【図 42 事業規模別に見た企業経営者の経営環境】

<企業経営者・個人事業主のうち、事業性資金の借入がある n=673>



2. 借入申込結果について

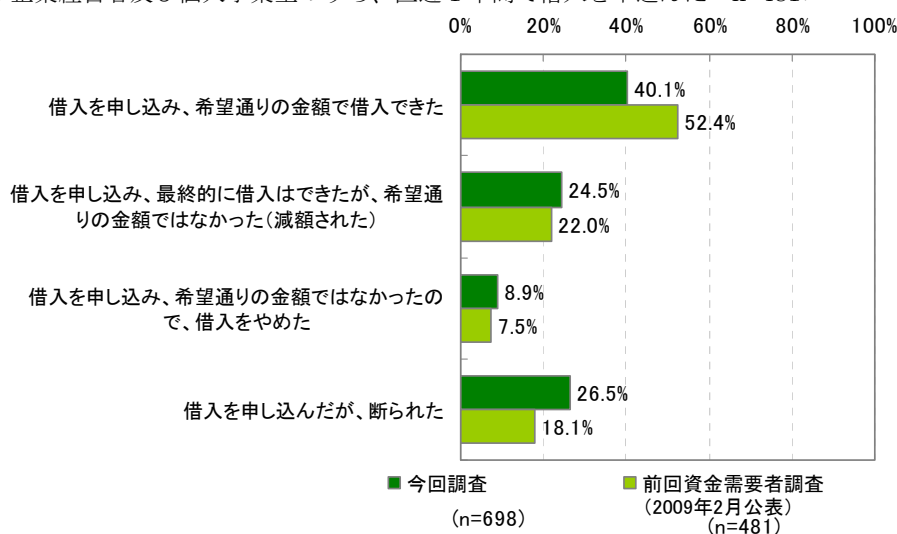
(1)直近 1 年間で借入申込結果

直近 1 年間で貸金業者へ借入を申し込んだ企業経営者・個人事業主のうち、「最終的に希望通りの金額で借入できた」と回答した割合は 40.1% (昨年度の調査結果 (*4) と比べて 12.3 ポイント減少) となった。一方、「希望通りの金額ではなかったため借入をやめた (8.9%)」、「最終的に借入を断られた (26.5%)」と回答した割合は 35.4% (同 9.8 ポイント上昇) となった。

【図 43 企業経営者・個人事業主の借入申込結果】

<今回調査の企業経営者及び個人事業主のうち、直近 1 年間で借入を申し込んだ n=698

前回調査の企業経営者及び個人事業主のうち、直近 1 年間で借入を申し込んだ n=481>



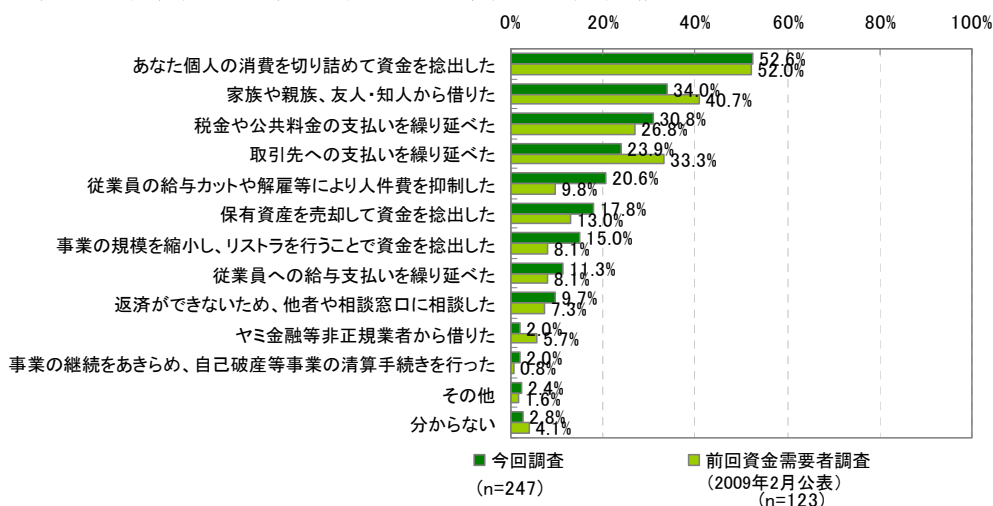
(2)直近 1 年間で借入を断念した後の行動

「借入をやめた/断られた」とした回答者に、その後の行動について調査したところ、「個人の消費を切り詰めて資金を捻出した」が 52.6% (昨年度の調査結果 (*4) と比べてほぼ横ばい) と最も多く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた」が 34.0% (同 6.7 ポイント減少)、「税金や公共料金の支払いを繰り延べた」30.8% (同 4.0 ポイント上昇) となった一方で、「事業規模を縮小し、リストラを行うことで資金を捻出した (15.0%)」や「従業員への給与支払いを繰り延べた (11.3%)」といった回答も見られた。

【図 44 企業経営者・個人事業主の借入を断念した後の行動】

<今回調査の企業経営者及び個人事業主のうち、直近 1 年間で借入を断念した n=247

前回調査の企業経営者及び個人事業主のうち、直近 1 年間で借入を断念した n=123>



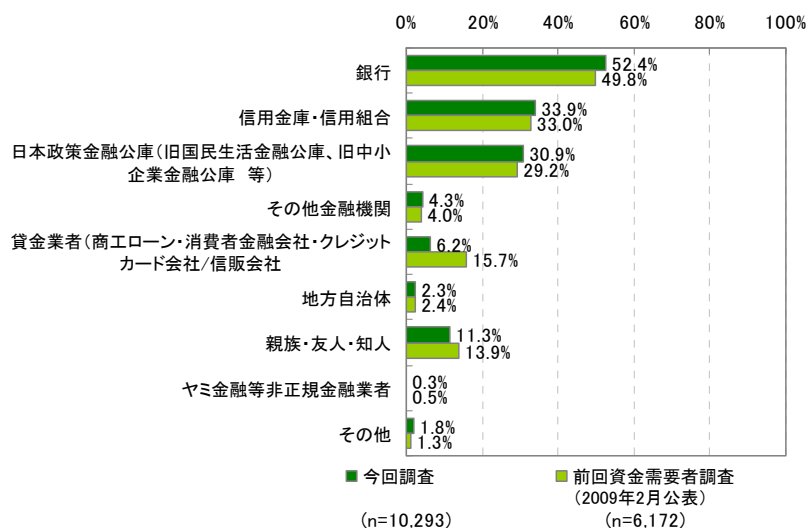
3. 貸金業者の事業者への貸付状況についての調査結果

(1) 資本金 2,000 万円未満の企業・個人事業主の借入先

企業経営者・個人事業主のうち、資本金 2,000 万円未満の事業者に対し、事業性資金の借入先について調査したところ、「銀行」が 52.4%と最も高く、昨年度の調査（*4）と比較してほぼ横ばいとなった一方で、「貸金業者」は 6.2%と同 9.5 ポイント減少となった。

【図 45 資本金 2,000 万円未満の事業者の事業性資金の借入先（該当するもの全て）】

＜今回調査の企業経営者・個人事業主のうち、資本金 2,000 万円未満で借入がある n=10,293
 前回調査の企業経営者・個人事業主のうち、資本金 2,000 万円未満で借入がある n=6,172＞

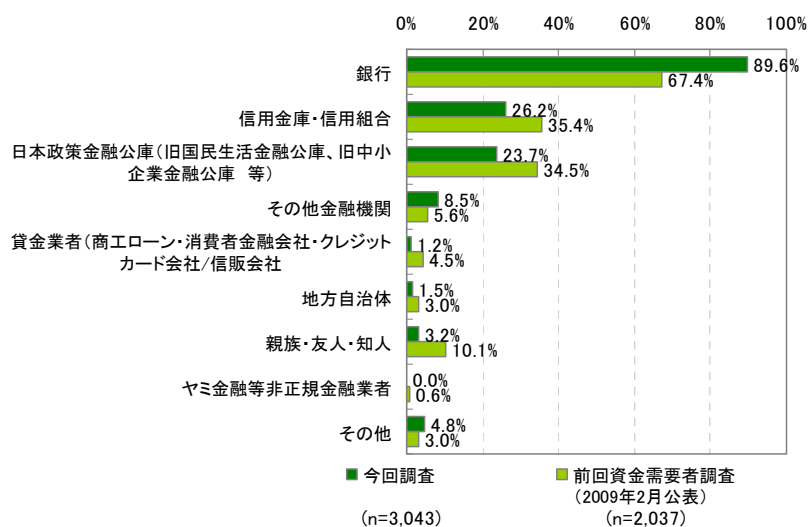


(2) 資本金 2,000 万円以上の企業の借入先

資本金 2,000 万円以上の事業者による事業性資金の借入先では、「銀行」が 89.6%と昨年度の調査（*4）と比較して 22.2 ポイント上昇した一方で、「貸金業者」は 1.2%と同 3.3 ポイント減少となった。

【図 46 資本金 2,000 万円以上の事業者の事業性資金の借入先（該当するもの全て）】

＜今回調査の企業経営者・個人事業主のうち、資本金 2,000 万円以上で借入がある n=3,043
 前回調査の企業経営者・個人事業主のうち、資本金 2,000 万円以上で借入がある n=2,037＞



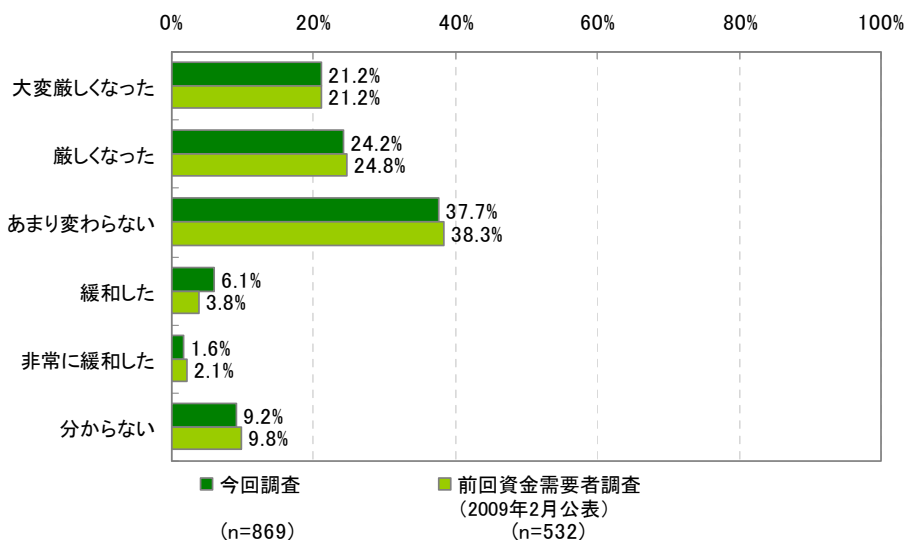
(3)銀行の融資姿勢

企業経営者・個人事業主に対し、銀行の融資姿勢について調査したところ、「厳しくなった」と回答した割合は、「大変厳しくなった (21.2%)」、「厳しくなった (24.2%)」を合わせて 45.4% (昨年度の調査結果 (*4) とほぼ横ばい) となった。

【図 47 銀行の融資姿勢 (企業経営者・個人事業主)】

<今回調査の企業経営者及び個人事業主のうち、銀行から借入をしている n=869

前回調査の企業経営者及び個人事業主のうち、銀行から借入をしている n=532>



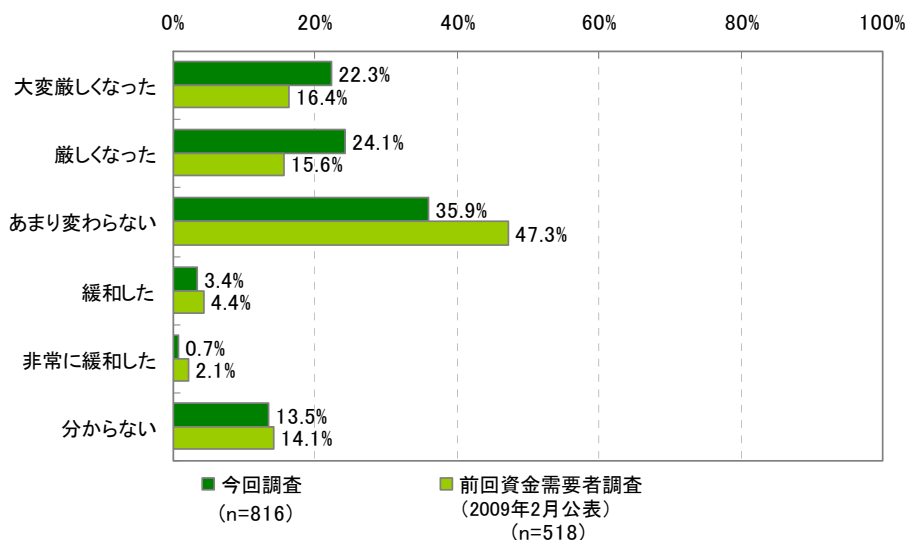
(4)貸金業者の融資姿勢

一方、貸金業者の融資姿勢については、「厳しくなった」と回答した割合は、「大変厳しくなった (22.3%)」、「厳しくなった (24.1%)」を合わせて 46.4%と昨年度の調査結果 (*4) と比較して 14.4 ポイント上昇した。

【図 48 貸金業者の融資姿勢 (企業経営者・個人事業主)】

<今回調査の企業経営者及び個人事業主のうち、貸金業者から借入をしている n=816

前回調査の企業経営者及び個人事業主のうち、貸金業者から借入をしている n=518>



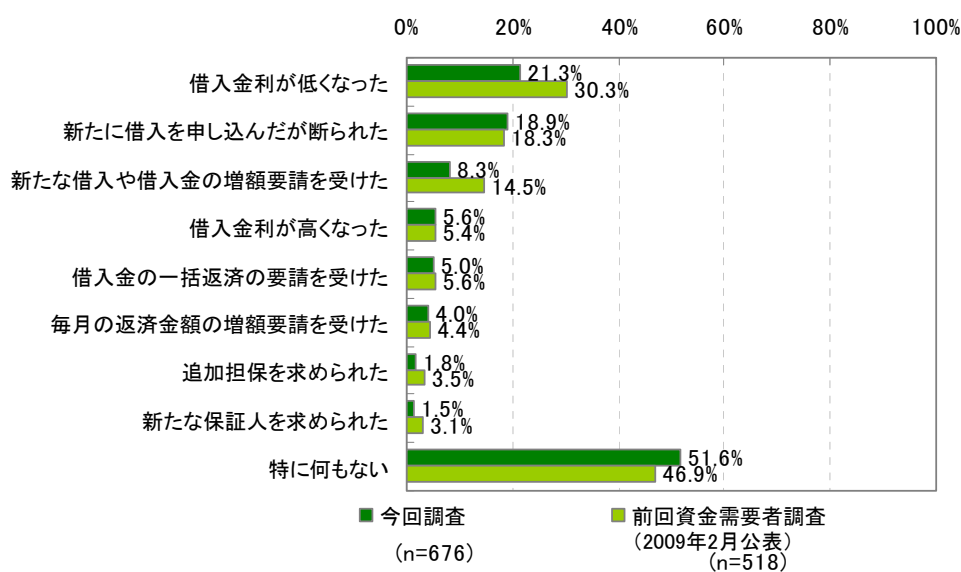
(5)貸金業者との取引状況

直近1年間での貸金業者との取引動向について調査したところ、「借入金利が低くなった」が21.3%（昨年度の調査結果（*4）と比較して9.0ポイント減少）、「新たな借入や借入金の増額要請を受けた」が8.3%（同6.2ポイント減少）となり、借りる側にとって有利な取引項目が減少している一方で、「新たに借入を申し込んだが断られた」と回答した割合は18.9%（同ほぼ横ばい）となった。

【図 49 貸金業者との取引状況（企業経営者・個人事業主）（該当するもの全て）】

<今回調査の企業経営者及び個人事業主のうち、貸金業者から借入をしている n=676

前回調査の企業経営者及び個人事業主のうち、貸金業者から借入をしている n=518>



4. 借入における担保状況・利用目的についての調査結果

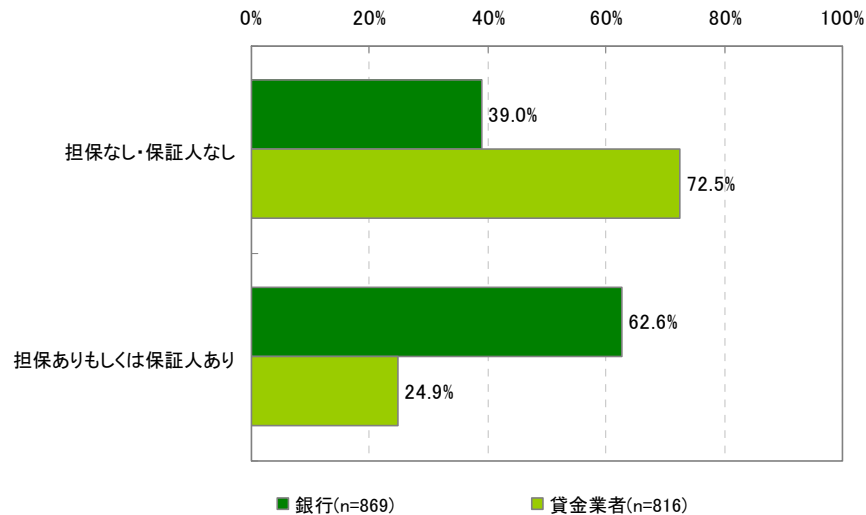
(1)借入における担保状況

企業経営者・個人事業主に対し、借入に際しての担保有無について調査したところ、銀行からの借入においては、「担保ありもしくは保証人あり」が 62.6%となった一方で、貸金業者では、「担保なし・保証なし」が 72.5%となった。

【図 50 借入における担保の状況（企業経営者・個人事業主）（該当するもの全て）】

<企業経営者及び個人事業主のうち、銀行から借入をしている n=869

企業経営者及び個人事業主のうち、貸金業者から借入をしている n=816>

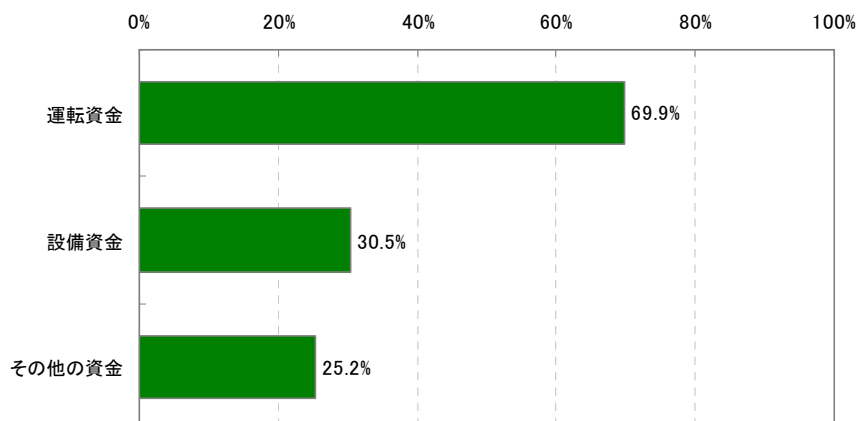


(2)貸金業者からの借入れ目的

貸金業者からの借入れ目的について調査したところ、「運転資金」が 69.9%、「設備資金」が 30.5%、「その他の資金」 25.2%となった。

【図 51 借入における担保の状況（企業経営者・個人事業主）（該当するもの全て）】

<企業経営者及び個人事業主のうち、貸金業者から借入をしている n=816>



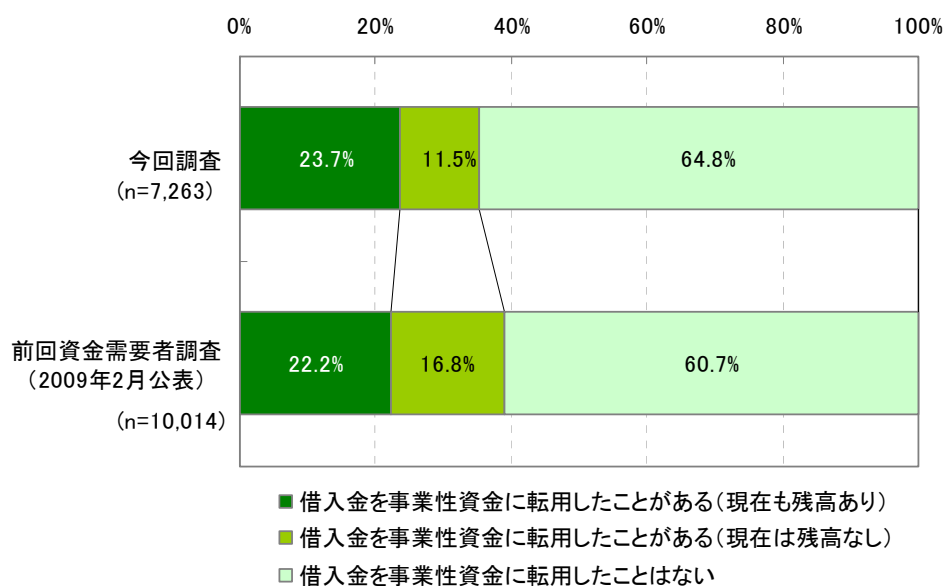
5. 個人での借入金の事業性資金転用についての調査結果

(1)個人での借入金の事業性資金転用割合

企業経営者・個人事業主に対し、個人での借入金を事業性資金に転用した経験の有無について調査したところ、35.2%が「借入金を事業性資金に転用したことがある」と回答し、昨年度の調査結果(*4)と比較してほぼ横ばいとなった。

【図 52 個人での借入金の事業性資金転用割合（企業経営者・個人事業主）】

<今回調査の企業経営者及び個人事業主のうち、個人での借入がある（残高あり） n=7,263
 前回調査の企業経営者及び個人事業主のうち、個人での借入がある（残高あり） n=10,014>

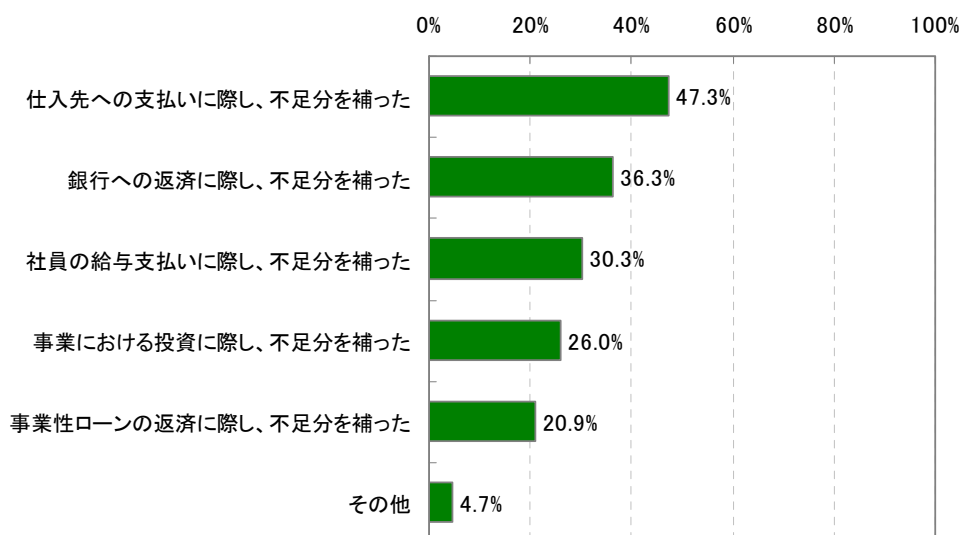


(2)個人での借入金の事業性資金転用目的

個人での借入金を事業性資金へ転用した目的としては、「仕入先への支払」が 47.3%と最も高く、次いで「銀行への返済」が 36.3%、「社員の給与支払い」 30.3%となった。

【図 53 個人での借入金の事業性資金転用目的（企業経営者・個人事業主）】

<企業経営者及び個人事業主のうち、個人での借入を事業性資金に転用したことがある n=1,092>

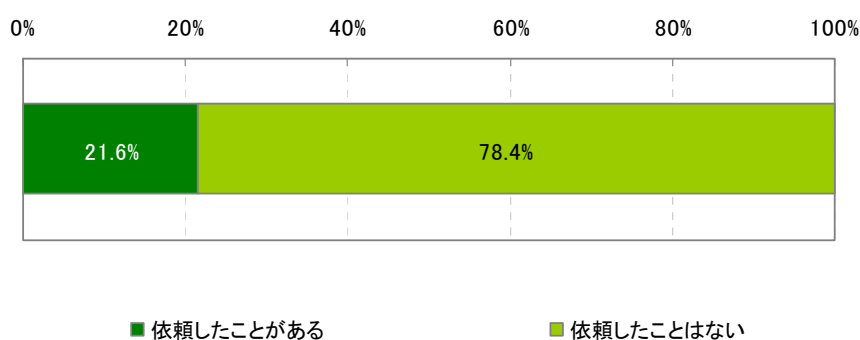


(3)第三者への事業性資金向け借入依頼について

第三者に対して「他から借入を行って、その借入金を自分に貸して欲しい（事業性資金として使用するため）」と依頼した経験の有無について調査したところ、21.6%が「依頼したことがある」と回答し、依頼先の内訳は「家族」が51.1%と最も高く、次いで「友人・知人」が32.3%、「会社の共同経営者」24.6%となった。

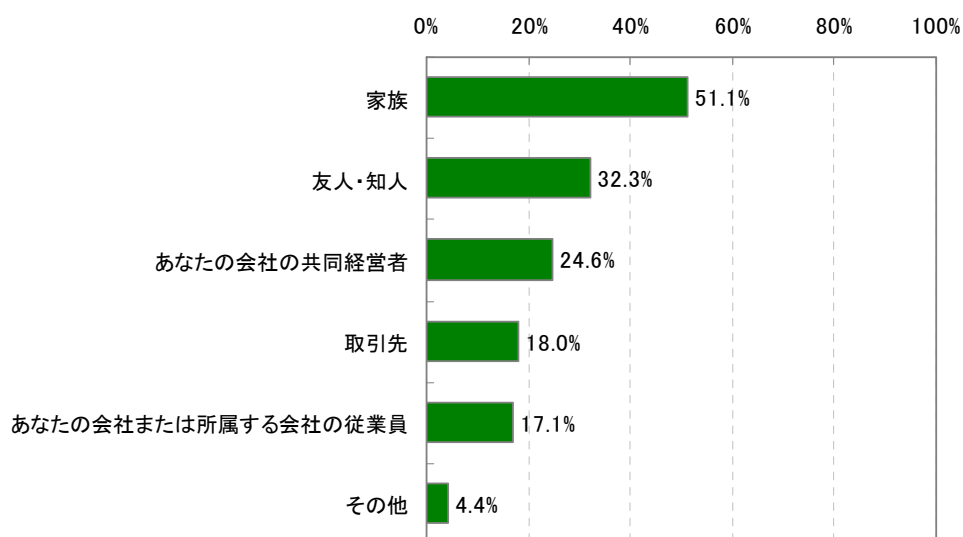
【図 54 第三者への事業性資金向け借入依頼有無（企業経営者・個人事業主）】

<企業経営者及び個人事業主 n=1,675>



【図 55 事業性資金向け借入依頼先（企業経営者・個人事業主）（該当するもの全て）】

<企業経営者及び個人事業主のうち、第三者への事業性資金向け借入依頼をしたことがある n=362>

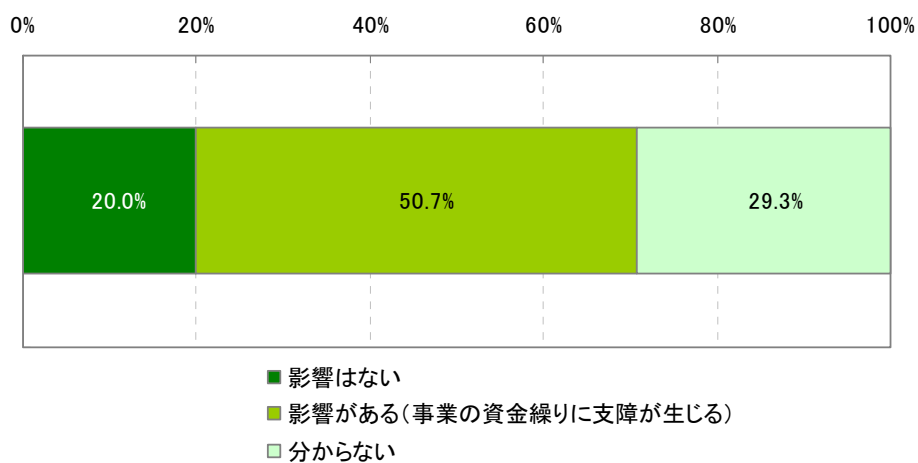


(4)総量規制の事業への影響度

総量規制に該当し、個人としての借入ができなくなった場合の事業の資金繰りへの影響度合いについて調査したところ、「影響がある（事業の資金繰りに支障がでる）」と回答した割合は、50.7%となった。

【図 56 総量規制の事業への影響度（企業経営者・個人事業主）】

<今回調査の企業経営者及び個人事業主（残高あり） n=676>



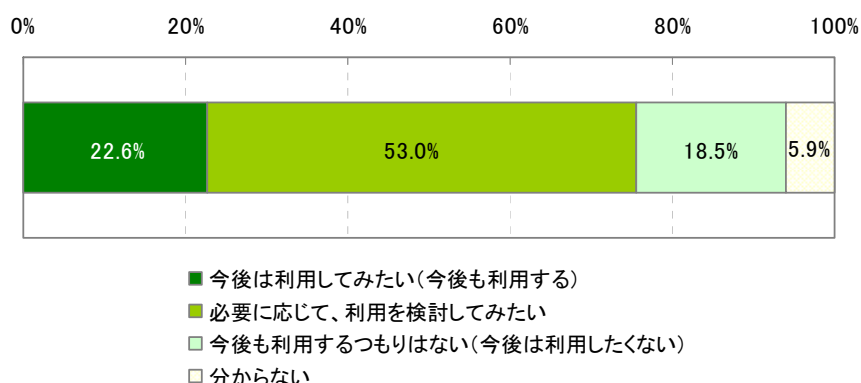
6. 貸金業者の今後の利用意向についての調査結果

(1) 企業経営者・個人事業主の利用意向

企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、貸金業者の今後の利用意向について調査したところ、「利用したい」と回答した割合は、「今後は利用したい (22.6%)」、「必要に応じて利用を検討してみたい (53.0%)」を合わせて 75.6%となった。その理由としては、「無担保で借入ができるから」が 50.9%と最も高く、次いで「保証人を立てる必要がないから」が 43.2%、「手続きが簡単だから」が 43.1%、「銀行・信用金庫・信用組合等から借入ができないから (できなくなるかもしれないから)」が 36.0%となった。

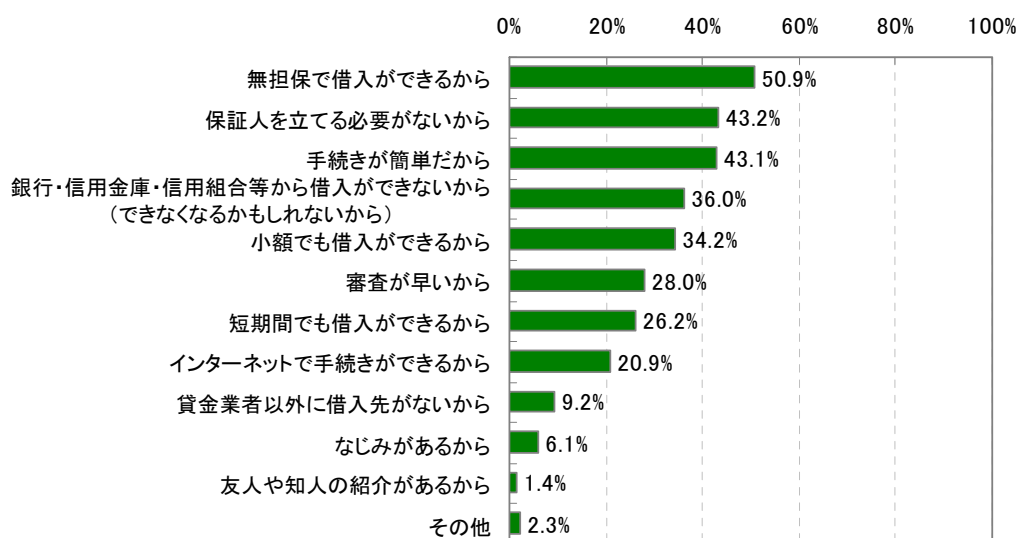
【図 57 貸金業者の今後の利用意向 (企業経営者・個人事業主)】

<企業経営者及び個人事業主のうち、貸金業者からの事業性借入がある n=676>



【図 58 貸金業者を利用したい理由 (企業経営者・個人事業主) (該当するもの全て)】

<貸金業者からの事業性借入がある企業経営者及び個人事業主のうち、貸金業者を利用したい・利用を検討してみたい n=511>

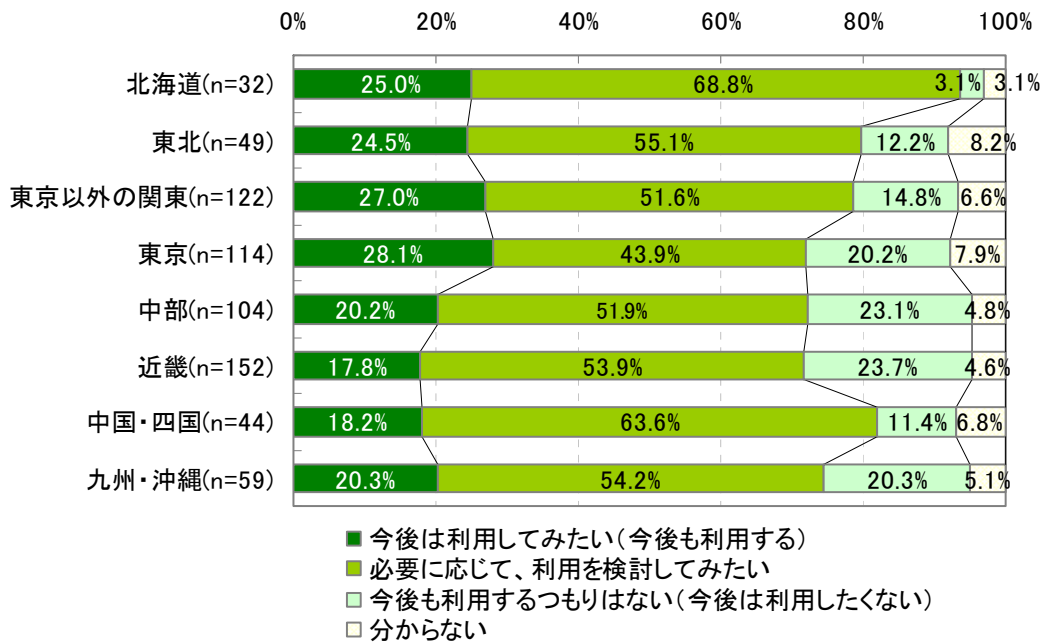


(2)地域別に見た利用意向

地域別に利用意向を見てみると、「今後も利用したい（「必要に応じて、利用を検討してみたい」含む）」と回答した割合は、「東京」72.0%、「中部」72.1%、「近畿」71.7%、「九州・沖縄」74.5%となった一方で、「北海道」では93.8%となった。

【図 59 貸金業者の今後の利用意向（地域別）】

<企業経営者及び個人事業主のうち、貸金業者からの事業性借入がある n=676>



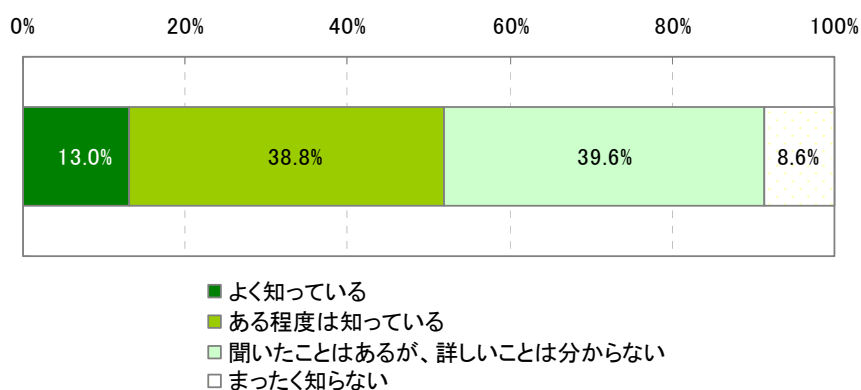
7. ヤミ金融に関する調査結果

(1) ヤミ金融の認知

企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、ヤミ金融の認知について調査したところ、ヤミ金融について「知っている」と回答した割合は、「よく知っている（13.0%）」、「詳しい内容はわからないがある程度は知っている（38.8%）」を合わせて51.8%となった。

【図 60 企業経営者・個人事業主のヤミ金融に関する認知度】

<企業経営者及び個人事業主のうち、貸金業者からの事業性借入がある n=676>

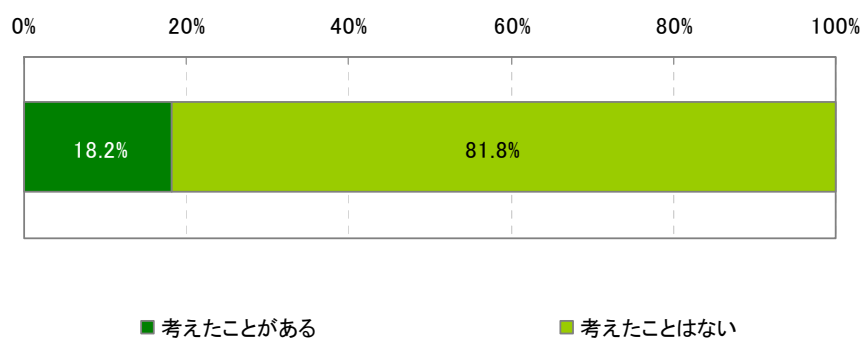


(2) ヤミ金融の利用を考えたことがあるかどうか

企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、ヤミ金融の利用を考えたことがあるかどうかについて調査したところ、18.2%が「考えたことがある」と回答した。

【図 61 企業経営者・個人事業主のヤミ金融の利用の想起】

<企業経営者及び個人事業主のうち、貸金業者からの事業性借入がある n=676>

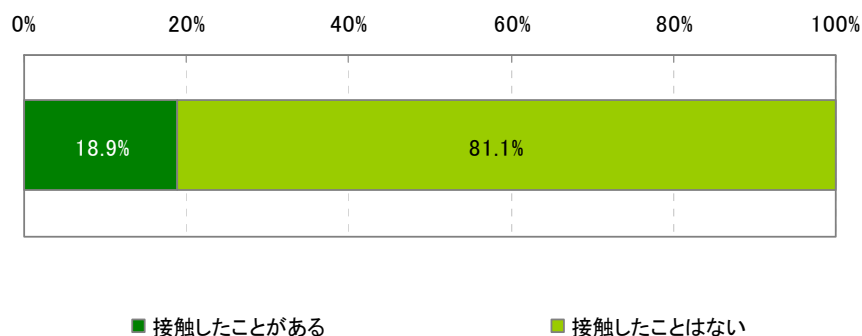


(3) ヤミ金融への接触の有無

企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、ヤミ金融の接触の有無について調査したところ、18.9%が「接触したことがある」と回答した。

【図 62 企業経営者・個人事業主のヤミ金融への接触】

<企業経営者及び個人事業主のうち、貸金業者からの事業性借入がある n=676>

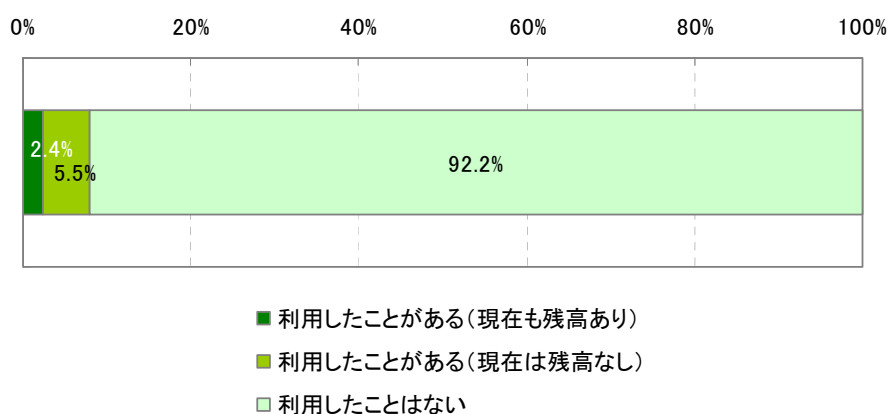


(4) ヤミ金融の利用経験の有無

企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、ヤミ金融の利用経験の有無について調査したところ、「利用したことがある」と回答した割合は、「利用したことがある（現在残高あり）（2.4%）」、「利用したことがある（現在残高なし）（5.5%）」を合わせて7.9%となった。

【図 63 企業経営者・個人事業主のヤミ金融の利用】

<企業経営者及び個人事業主のうち、貸金業者からの事業性借入がある n=676>

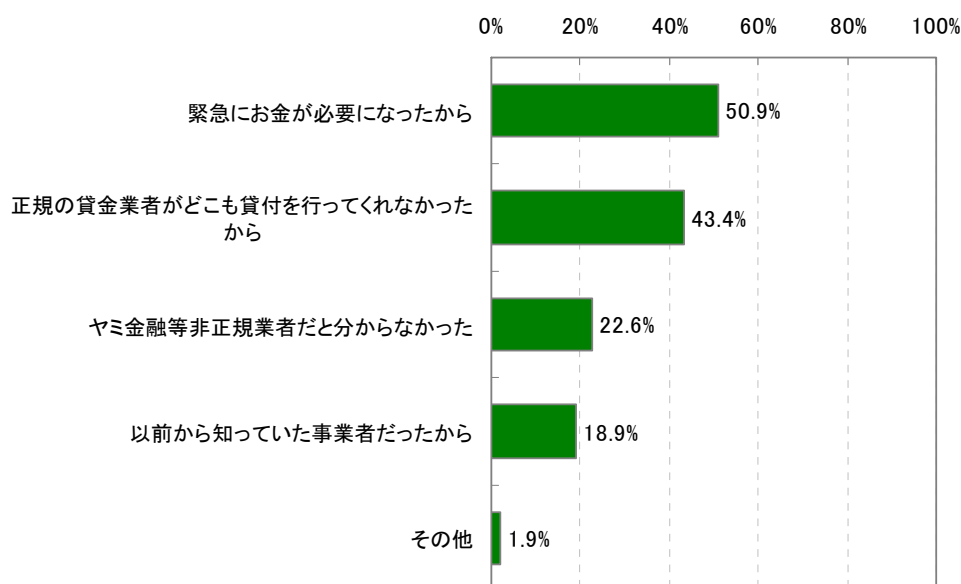


(5) ヤミ金融の利用理由

ヤミ金融を利用した理由については、「緊急にお金が必要になったから」が 50.9%と最も高く、次いで「正規の貸金業者がどこも貸付を行ってくれなかったから」が 43.4%となった。

【図 64 企業経営者・個人事業主のヤミ金融からの借入理由（該当するもの全て）】

<貸金業者からの事業性借入がある企業経営者及び個人事業主のうち、ヤミ金融を利用したことがある
n=53>

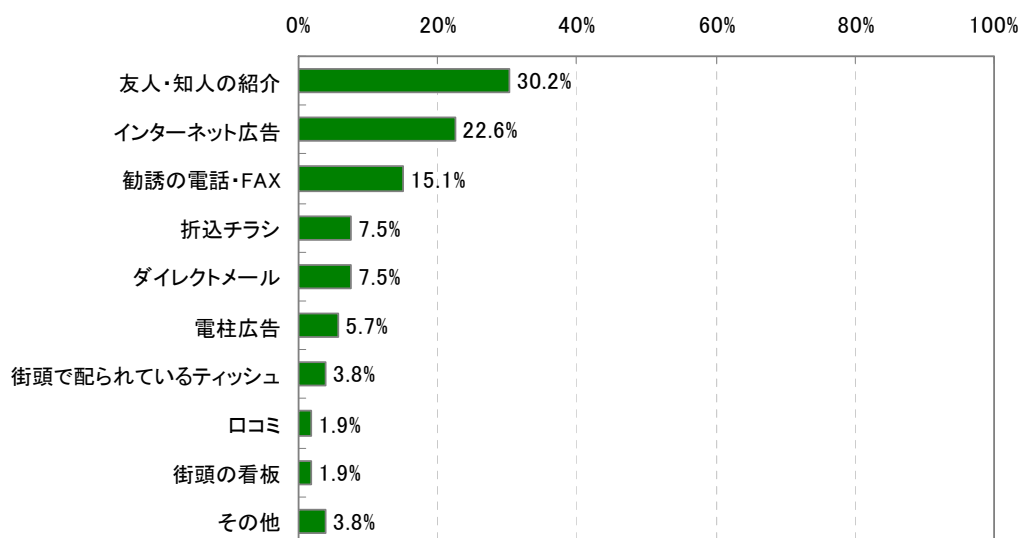


(6) ヤミ金融を知るきっかけとなった認知媒体

ヤミ金融を知るきっかけとなった認知媒体では、「友人・知人の紹介（30.2%）」、「インターネット広告（22.6%）」、「勧誘の電話・FAX（15.1%）」が上位を占めた。

【図 65 企業経営者・個人事業主のヤミ金融の認知媒体（該当するもの全て）】

<貸金業者からの事業性借入がある企業経営者及び個人事業主のうち、ヤミ金融を利用したことがある
n=53>



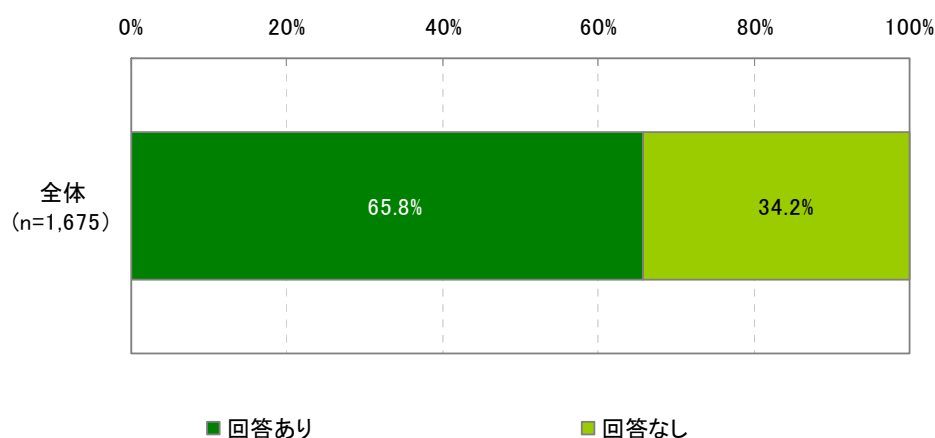
8. 貸金業法改正に対する「意見」の傾向と具体例

(1) 貸金業法改正への意見

企業経営者・個人事業主の借入利用者の、貸金業法改正に対する自由意見を分析したところ、法改正に対して「良い」とする意見 25.6%、「中立的な（その他）意見」 15.7%、法改正に対して「問題がある」とする意見が 45.8%、「よくわからない」 12.9%となった。

【図 66 借入利用者の貸金業法改正に対する意見の回答状況】

<企業経営者及び個人事業主 n=1,675>

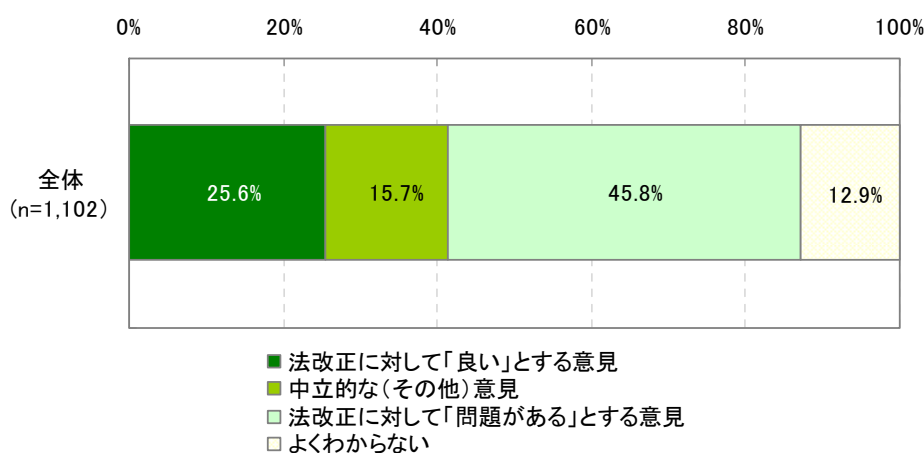


意見の分類	定義
法改正に対して「良い」とする意見	「良いと思う」「仕方が無い」「もっと早くして欲しかった」など、貸金業法改正に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な（その他）意見	「あまり関係ない」など、貸金業法改正について、直接的に関係しない意見
法改正に対して「問題がある」とする意見	「見直して欲しい」「困る」「ヤミ金融の被害が増える」「もっと周知して欲しい」など、貸金業法改正に対して、「問題がある」とする意見

(※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した)

【図 67 借入利用者の貸金業法改正に対する意見の分類】

<企業経営者・個人事業主のうち、貸金業法改正に対する意見として回答 n=1,102>



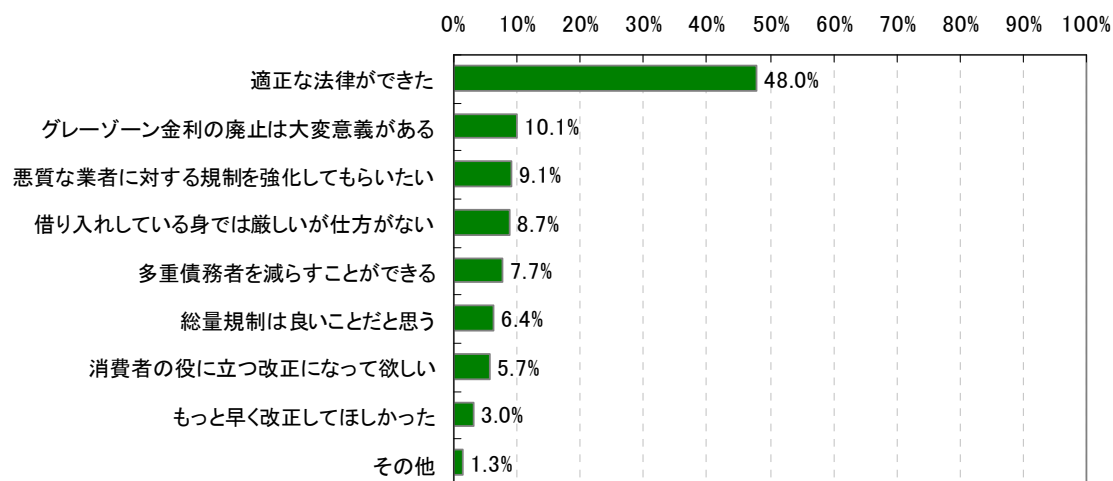
(2)法改正に対して「良い」とする意見の内訳

企業経営者・個人事業主の借入利用者の、法改正に対して「良い」とする意見について内容を分析したところ、「適正な法律ができた（48.0%）」、「グレーゾーン金利の廃止は大変意義がある（10.1%）」等の意見が見られた。

【図 68 借入利用者の法改正に対して「良い」とする意見の内訳】

<企業経営者・個人事業主のうち、法改正に対して「良い」とする意見を回答した n=298>

※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した



(3)法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

企業経営者・個人事業主の借入利用者の、法改正に対して「問題がある」とする意見について内容を分析したところ、「非常に厳しい内容だと思う（21.5%）」、「自営業者として借りにくくなり今後が不安（18.4%）」、「もっと周知して欲しい（11.8%）」、「この改正はますます真綿で首をしめられるように資金繰りが厳しくなりそう（9.6%）」、「借入の制限が厳しくなり、ヤミ金融等に流れる人が増えるのではないかと思う（8.4%）」といった意見が見られた。

【図 69 借入利用者の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳】

<企業経営者・個人事業主のうち、法改正に対して「問題がある」とする意見を回答した n=534>

※一つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した

